

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年2月29日

【発行者名】 ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッド  
(Daiwa Europe Fund Managers Ireland Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 ブライアン・ガイエット (Brian Guyett)  
取締役 カール・マケネフ (Karl McEneff)

【本店の所在の場所】 アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5  
(Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2, Ireland)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健  
同 飯村 尚久

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 (03) 6212 - 8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】  
ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ -  
毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド  
(DAIWA BOND FUND SERIES - MONTHLY DIVIDEND EURO BOND FUND)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】  
200億ユーロ（約2兆142億円）を上限とします。  
(注)ユーロの円貨換算は、別段の記載のない限り、便宜上、平成23年12月末日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ=100.71円）によります。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成23年11月30日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」という。）の関係情報を新たな情報により訂正するため、およびその他に訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものであります。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円貨換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の為替レートとは異なっております。

## 2【訂正の内容】

・半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、下記のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容\*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (3) ファンドの仕組み 管理会社の概要 ( ) 資本金の額		4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況			(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
5 その他			(3) その他	追加

\* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

「5 管理会社の経理の概況」は、訂正内容に該当しないため省略します。

[次へ](#)

## 1 ファンドの運用状況

ダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッド（以下「管理会社」といいます。）が運用するダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ - 毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド（Daiwa Bond Fund Series - Monthly Dividend Euro Bond Fund）（以下「ファンド」といいます。）の運用状況は以下のとおりです。

## (1) 投資状況

(2011年12月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計（ユーロ）	投資比率（％）
国債	ドイツ	1,166,895.93	23.46
	フランス	503,194.57	10.12
	イタリア	473,059.45	9.51
	スペイン	209,357.68	4.21
	ベルギー	172,670.91	3.47
	オーストリア	128,058.07	2.57
	オランダ	53,106.09	1.07
	ポーランド	49,980.82	1.00
	フィンランド	30,382.41	0.61
	ノルウェー	24,852.33	0.50
	チェコ	24,506.50	0.49
	ブラジル	15,019.40	0.30
	社債	イギリス	426,099.31
アメリカ合衆国		334,301.56	6.72
スペイン		195,807.95	3.94
国際機関		192,934.67	3.88
イタリア		190,763.85	3.84
スウェーデン		109,118.55	2.19
オランダ		85,648.95	1.72
ドイツ		84,815.53	1.71
フランス		82,779.40	1.66
アイルランド		66,655.69	1.34
ルクセンブルグ		64,653.97	1.30
カナダ		56,496.35	1.14
ガーンジー		9,295.07	0.19
スイス		7,125.57	0.14
オーストリア		5,462.90	0.11
小計		4,763,043.48	95.76
現金・預金・その他資産（負債控除後）		210,959.49	4.24
合計 （純資産総額）		4,974,002.97 （501百万円）	100.00

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

(注2) ユーロの円貨換算は、別段の記載のない限り、便宜上、平成23年12月末日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電

信売買相場の仲値（1ユーロ＝100.71円）によります。

（注3）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合は四捨五入してあります。従って、本書中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合があります。

## （2）運用実績

### 純資産の推移

2011年12月末日および同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次のとおりです。

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	千ユーロ	百万円	ユーロ	円
2011年1月末日	5,717	576	9.66	973
2月末日	5,653	569	9.66	973
3月末日	5,577	562	9.56	963
4月末日	5,548	559	9.60	967
5月末日	5,506	555	9.68	975
6月末日	5,384	542	9.59	966
7月末日	5,342	538	9.60	967
8月末日	5,486	552	9.65	972
9月末日	5,250	529	9.61	968
10月末日	5,132	517	9.54	961
11月末日	4,891	493	9.28	935
12月末日	4,974	501	9.55	962

## 分配の推移

2011年12月末日および同日前1年以内における各月の1口当たりの分配の推移は、以下のとおりです。

	分配金（1口当たり）	
	ユーロ	円
2011年1月	0.019	1.91
2月	0.019	1.91
3月	0.019	1.91
4月	0.019	1.91
5月	0.019	1.91
6月	0.019	1.91
7月	0.019	1.91
8月	0.011	1.11
9月	0.011	1.11
10月	0.011	1.11
11月	0.011	1.11
12月	0.011	1.11

## 収益率の推移

計算期間	収益率 <sup>(注)</sup>
2011年1月1日～2011年12月31日	0.08%

(注) 収益率(%) =  $100 \times (a - b) / b$

a = 2011年12月末日現在の1口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 上記期間の直前の日の1口当たり純資産価格（分配落の額）

## 2 販売及び買戻しの実績

2011年12月末日および同日前1年以内における販売および買戻しの実績ならびに2011年12月末日現在の発行済口数は次のとおりです。

	販売口数		買戻し口数		発行済口数	
		本邦内における販売口数		本邦内における買戻し口数		本邦内における発行済口数
2011年1月1日～ 2011年12月31日	□ 23,050	□ 23,050	□ 103,860	□ 103,860	□ 520,770	□ 520,770

[次へ](#)

### 3 ファンドの経理状況

- a . ファンドの日本語の中間財務書類は、アイルランドにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものです。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものです。
- b . ファンドの中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）の監査を受けていません。
- c . ファンドの原文の中間財務書類は、ユーロ、豪ドル、カナダドルまたは米ドルで表示されています。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、平成23年12月30日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 100.71円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

## ( 1 ) 資産及び負債の状況

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ  
毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド  
資産・負債計算書  
2011年11月30日現在

	注記	2011年11月30日		2011年5月31日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
<b>資産</b>					
現金預金	5	63,937	6,439	90,377	9,102
未収債権	6	6,874	692	20	2
損益を通じて公正価値で測定する 金融資産	2,3	4,916,967	495,188	5,494,575	553,359
資産合計		<u>4,987,778</u>	<u>502,319</u>	<u>5,584,972</u>	<u>562,463</u>
<b>負債</b>					
未払債務 - 1年以内支払期限到来	7	96,699	9,739	-	-
損益を通じて公正価値で測定する 金融負債	2,3	376	38	78,575	7,913
負債（買戻可能受益証券保有者に 帰属する純資産を除く）		<u>97,075</u>	<u>9,776</u>	<u>78,575</u>	<u>7,913</u>
買戻可能受益証券保有者に帰属する 純資産総額		<u>4,890,703</u>	<u>492,543</u>	<u>5,506,397</u>	<u>554,549</u>

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。



ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ  
毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド  
運用計算書

2011年11月30日に終了した期間

	注記	2011年11月30日		2010年11月30日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
<b>収益</b>					
預金利息	2	81	8	67	7
損益を通じて公正価値で測定する 金融資産に係る純損失	10	(99,791)	(10,050)	(7,106)	(716)
収益合計		(99,710)	(10,042)	(7,039)	(709)
<b>費用</b>					
受託会社報酬	9	1,593	160	1,943	196
販売会社報酬	9	13,272	1,337	16,188	1,630
代行協会員報酬	9	2,657	268	3,237	326
投資運用報酬	9	7,960	802	9,715	978
投資顧問報酬	9	5,314	535	6,473	652
管理事務代行報酬	9	3,451	348	4,209	424
副保管費用		4,242	427	6,321	637
監査報酬		1,277	129	1,528	154
その他の費用		28,406	2,861	32,122	3,235
費用合計		68,172	6,866	81,736	8,232
純費用		(167,882)	(16,907)	(88,775)	(8,941)
<b>ファイナンス費用</b>					
分配金	12	(45,247)	(4,557)	(72,551)	(7,307)
ファイナンス費用合計		(45,247)	(4,557)	(72,551)	(7,307)
分配後の買戻可能受益証券保有者に 帰属する純資産の減少		(213,129)	(21,464)	(161,326)	(16,247)

利益および損失は、専ら継続運用から生じた。

当運用計算書に表示された以外に、計上すべき損益はない。

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ  
 毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド  
 買戻可能受益証券保有者に帰属する  
 純資産の変動計算書  
 2011年11月30日に終了した期間

	2011年11月30日		2010年11月30日	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
期首現在買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	5,506,397	554,549	6,748,670	679,659
買戻可能受益証券の発行手取金	214,008	21,553	232,267	23,392
買戻可能受益証券の買戻支払金	(612,761)	(61,711)	(866,724)	(87,288)
純収益平準化(注2)	(4,355)	(439)	5,076	511
純資本平準化(注2)	543	55	3,952	398
分配後の買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の減少	(213,129)	(21,464)	(161,326)	(16,247)
期末現在買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	4,890,703	492,543	5,961,915	600,424

添付の注記および投資有価証券明細表は、当財務書類の一部である。

[次へ](#)

## ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ

## 財務書類に対する注記

2011年11月30日

## 1. 一般的情報

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ(以下「ファンド」という。)は、1990年ユニット・トラスト法の規定に従ってアイルランド中央銀行の認可を受けたオープンエンド・アンブレラ型ユニット・トラストとして、2002年11月7日に設定された。

信託証券は、サブ・ファンドから成り立っている当ファンドを構成する。サブ・ファンドの受益証券の発行からの手取金は、サブ・ファンドに関してファンドの記録および帳簿に適用され、サブ・ファンドに起因する資産・負債および収益・費用は信託証券の規定を課されるサブ・ファンドに適用される。各サブ・ファンドの申込金は、当該サブ・ファンドの通貨建てでなければならない。サブ・ファンドおよびその表示通貨は、毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド(EUR:ユーロ)(以下「ユーロ・ボンド・ファンド」という。)、毎月分配オーストラリア・ボンド・ファンド(AUD:豪ドル)(以下「オーストラリア・ボンド・ファンド」という。)、毎月分配カナダ・ボンド・ファンド(CAD:カナダドル)(以下「カナダ・ボンド・ファンド」という。))および毎月分配 米国優先証券ファンド(US\$:米ドル)(以下「米国優先証券ファンド」という。))である。

ユーロ・ボンド・ファンドの主たる投資目的は、主としてヨーロッパの取引所および公認の取引所に上場されまたはそこで取引される国債、国際機関債、社債、資産担保証券を含むユーロ建債券の分散化されたポートフォリオにより構成される投資によって、長期的な資本成長を目指し、安定した態様のインカム・ゲインを追求することである。当該サブ・ファンドは、新興市場に15%を超えて投資することはけっしてない。

オーストラリア・ボンド・ファンドの主たる投資目的は、適度な水準のリスクの下で、高水準の利息収入を確保し安定した分配を行うと共に、信託財産の中長期的な成長を達成することにある。この目的を達成するため、主として公認の取引所に上場されている、またはそこで取引されている豪ドル建ての債券に投資を行う。当該サブ・ファンドは、新興市場に10%を超えて投資することはけっしてない。

カナダ・ボンド・ファンドの主たる投資目的は、主として公認の取引所に上場されまたはそこで取引される国債、国際機関債、社債、カナダの地方債、資産担保証券を含むカナダドル建債券および/または公認の取引所で取引されるカナダの国内債に投資することによって、長期的な資本成長を目指し、かつ安定した態様のインカム・ゲインを追求することである。

米国優先証券ファンドの主たる投資目的は、主として米ドル建てまたは利息・元本等の支払が米ドル建てで行われる優先証券のポートフォリオに投資することによって、第一に高水準のインカム収益の提供を、第二に信託財産の成長を追求することである。

オーストラリア・ボンド・ファンドおよびユーロ・ボンド・ファンドは、2002年12月19日に運用を開始した。カナダ・ボンド・ファンドは2003年6月30日に運用を開始し、米国優先証券ファンドは2003年9月30日に運用を開始した。

米国優先証券ファンドの受益証券は、2003年12月9日にアイルランド証券取引所に上場された。

## 2. 主要な会計方針

サブ・ファンドが採用している重要な会計方針は、以下のとおりである。

作成の基準

財務書類は、損益を通じて公正価値で保有する金融資産・負債の再評価額を計上して修正される取得原価主義、アイルランドにおいて一般に認められている会計基準および1990年ユニット・トラスト法を含むアイルランド法令に準拠して作成されている。真実かつ公正な概観を与える財務書類を作成する際の、アイルランドにおいて一般に認められている会計基準は、アイルランドの勅許会計士協会が公表し会計基準審議会が発行したものである。

損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債

このカテゴリーは、二つのサブ・カテゴリーを有する。すなわち、取引用に保有される金融資産および負債ならびに開始時に損益を通じて公正価値で測定する経営陣が指定する金融資産および負債である。

取引用に保有される金融商品(「取引用証券」)は、価格もしくはディーラー・マージンの一時的な変動からの利益を得るために取得される証券であるか、または短期利益取得の方向性が存在するポートフォリオに含まれている証券である。

先渡しおよび先物のようなデリバティブも、取引用に保有されると分類される。すべてのデリバティブは、サブ・ファンドの未収金の場合には資産に、サブ・ファンドの未払金の場合には負債に計上される。デリバティブの公正価値の増減は、運用計算書に計上される。

活発な市場で取引される金融商品の公正価値は、資産・負債計算書日の取引相場価格に基づいている。サブ・ファンドが保有する金融資産に関して使われる取引相場価格は、現在の買い呼び値である。損益を通じて公正価値で測定する金融資産のカテゴリーの公正価値における変動から生じる損益は、損益が発生する期間の運用計算書に計上される。損益を通じて公正価値で測定する金融資産には、最後の利払日以降に投資証券で稼得した利息が含まれる。

サブ・ファンドの取引用証券は、取引日に会計処理され、取得時の公正価額で記帳される。取引費用は、発生時に費用計上され、損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債の純(損)益の部分として運用計算書に計上される。2011年11月30日に終了した期間の取引用金融商品からの損益はすべて、運用計算書に計上される。

公正価額の見積りは、市況および金融商品に関する情報に基づき、将来の特定時点で行われる。この見積額は性質上主観的であり不確実性を伴い、重要な判断の材料を、それゆえ正確に決定できない。仮定の変更は、見積りに著しく影響を及ぼし得る。

#### 外貨

サブ・ファンドの財務書類に計上されている勘定科目は、サブ・ファンドが運用を行う主要な経済環境の通貨(「機能通貨」)を用いて計算される。機能通貨は、ユーロ・ボンド・ファンドに関してはユーロ(「EUR」)、オーストラリア・ボンド・ファンドに関しては豪ドル(「AUD」)、カナダ・ボンド・ファンドに関してはカナダドル(「CAD」)および米国優先証券ファンドに関しては米ドル(「US\$」)である。証券取引は、当該取引日に財務書類に記帳され、取引日の営業終了時の実勢為替レートで機能通貨に換算される。外貨建ての資産および負債は、資産・負債計算書日の為替レートでサブ・ファンドの機能通貨に換算される。取引活動から生じる外貨利益または損失は、運用計算書に計上される。

#### 収益

受取配当金は、配当落ち日基準で被る還付されない源泉税込みで計上される。受取利息は、還付されない源泉税込みの実効利率法により会計処理される。証券のディスカウントおよびプレミアムは、当該証券の継続期間にわたり比例的に償却されるか付加される。

#### 費用

費用は、発生基準により会計処理される。

#### 純(費用)/収益および純資本の平準化

ファンドは、受益証券の分配金の支払水準が分配期間中にかかる受益証券の発行および買戻しによって影響を受けないことを確実にすることを企図して、各サブ・ファンドで平準化の会計処理を維持している。受益証券の募集価格は、それゆえサブ・ファンドの純未収収益および純利益/(損失)を参照して計算される平準化支払額を含むものと考えられ、受益証券に関する最初の分配金にはたいていかかる平準化支払額と同等の元本の支払いが含まれる。各受益証券の買戻価格にはまた、買戻日までのサブ・ファンドの純未収収益および純利益/(損失)に関する平準化支払額が含まれる。

#### 買戻可能受益証券1口当たり純資産価格(「NAV」)

買戻可能受益証券は、受益者の選択により買戻可能であり、金融負債として分類される。買戻可能受益証券1口当たりNAVは、サブ・ファンドの買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産総額を発行済買戻可能受益証券口数で除することによって計算される。すべての買戻可能受益証券は、この価格で発行され買戻される。受益証券は、管理会社が買戻請求書を受領しかつ受け付ける取引日に買い戻される。

#### 財務実施報告

財務書類の形式および一定の用語は、FRS3「財務実施報告」に記述あるものから採用されている。管理会社の意見では、それらは投資信託としての各サブ・ファンド事業の性質をより適切に反映している。

#### キャッシュ・フロー計算書

サブ・ファンドは、キャッシュ・フロー計算書を作成しないというFRS1に従うオープンエンド型投資信託に適用可能な免除規定を享受している。

## 3. 損益を通じて公正価値で測定する金融資産・負債

2011年11月30日	EUR	AUD	CAD	US\$
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
取引用に保有：				
- 債務証券	4,793,685	59,060,602	37,475,594	11,790,815
- 優先証券	-	-	-	13,331,557
- 株式関連証券	-	-	-	3,042,956
- 先渡契約	395	-	-	-
- 投資有価証券配当金	-	-	-	13,467
- 投資有価証券発生利息	122,887	888,070	664,017	430,890
損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	4,916,967	59,948,672	38,139,611	28,609,685
損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
取引用に保有：				
- 先渡契約	376	-	-	-
- 先物契約	-	151,326	-	-
損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	376	151,326	-	-
2011年5月31日				
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
取引用に保有：				
- 債務証券	5,388,640	58,944,867	41,977,877	17,874,963
- 優先証券	-	-	-	16,731,478
- 株式関連証券	-	-	-	4,092,710
- 先渡契約	233	-	-	-
- 投資有価証券配当金	-	-	-	13,677
- 投資有価証券発生利息	105,702	802,020	720,510	524,044
損益を通じて公正価値で測定する金融資産合計	5,494,575	59,746,887	42,698,387	39,236,872
損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
取引用に保有：				
- 先物契約	-	64,416	-	-
損益を通じて公正価値で測定する金融負債合計	-	64,416	-	-

以下の表は、公正価値で認識される金融商品を表示し、以下に基づく公正価値で分析されている。

- ・ 同一の資産または負債に関する活発な市場における取引値（レベル1）、
- ・ （価格について）直接的にまたは（価格から派生して）間接的に、資産または負債に関して観測可能なレベル1に含まれる取引値以外のインプットを含む（レベル2）、および

- ・ 観測可能な市場データ(観測できないインプット)に基づかない資産または負債に関するインプット(レベル3)。

### ユーロ・ボンド・ファンド

2011年11月30日	レベル1 EUR	レベル2 EUR	レベル3 EUR	合計 EUR
-------------	-------------	-------------	-------------	-----------

損益を通じて公正価値で測定する金融資産

取引用に保有される金融資産

債務証券	-	4,793,685	-	4,793,685
先渡契約	-	395	-	395
	-	4,794,080	-	4,794,080

損益を通じて公正価値で測定する金融負債

取引用に保有される金融負債

先渡契約	-	376	-	376
	-	376	-	376

2011年5月31日

レベル1 EUR	レベル2 EUR	レベル3 EUR	合計 EUR
-------------	-------------	-------------	-----------

損益を通じて公正価値で測定する金融資産

取引用に保有される金融資産

債務証券	-	5,388,640	-	5,388,640
先渡契約	-	233	-	233
	-	5,388,873	-	5,388,873

### オーストラリア・ボンド・ファンド

2011年11月30日	レベル1 AUD	レベル2 AUD	レベル3 AUD	合計 AUD
-------------	-------------	-------------	-------------	-----------

損益を通じて公正価値で測定する金融資産

取引用に保有される金融資産

債務証券	29,862,878	29,197,724	-	59,060,602
	29,862,878	29,197,724	-	59,060,602

損益を通じて公正価値で測定する金融負債

取引用に保有される金融負債

先物契約	151,326	-	-	151,326
	151,326	-	-	151,326

2011年5月31日	レベル1 AUD	レベル2 AUD	レベル3 AUD	合計 AUD
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
取引用に保有される金融資産				
債務証券	26,986,305	31,958,562	-	58,944,867
	<u>26,986,305</u>	<u>31,958,562</u>	<u>-</u>	<u>58,944,867</u>
損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
取引用に保有される金融負債				
先物契約	64,416	-	-	64,416
	<u>64,416</u>	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>64,416</u>
<u>カナダ・ボンド・ファンド</u>				
2011年11月30日	レベル1 CAD	レベル2 CAD	レベル3 CAD	合計 CAD
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
取引用に保有される金融資産				
債務証券	-	37,475,594	-	37,475,594
	<u>-</u>	<u>37,475,594</u>	<u>-</u>	<u>37,475,594</u>
2011年5月31日	レベル1 CAD	レベル2 CAD	レベル3 CAD	合計 CAD
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
取引用に保有される金融資産				
債務証券	-	41,977,877	-	41,977,877
	<u>-</u>	<u>41,977,877</u>	<u>-</u>	<u>41,977,877</u>
<u>米国優先証券ファンド</u>				
2011年11月30日	レベル1 US\$	レベル2 US\$	レベル3 US\$	合計 US\$
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
取引用に保有される金融資産				
債務証券	11,308,315	482,500	-	11,790,815
株式関連証券	3,042,956	-	-	3,042,956
優先証券	10,841,028	2,490,529	-	13,331,557
	<u>25,192,299</u>	<u>2,973,029</u>	<u>-</u>	<u>28,165,328</u>
2011年5月31日	レベル1 US\$	レベル2 US\$	レベル3 US\$	合計 US\$
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
取引用に保有される金融資産				
債務証券	15,451,273	2,423,690	-	17,874,963
株式関連証券	4,092,710	-	-	4,092,710
優先証券	14,413,684	2,317,794	-	16,731,478
	<u>33,957,667</u>	<u>4,741,484</u>	<u>-</u>	<u>38,699,151</u>

#### 4. リスク要因

サブ・ファンドの金融商品から発生する主要リスクは、以下のように要約される。

##### 米国優先証券ファンド（ブラックロック・インベストメント・マネジメント・エルエルシーが作成）

下記に、いくつかの重要なリスク・タイプならびにブラックロックがかかる特別リスクの査定、モニターおよび管理を実行しているプロセスの概略を記載する。

##### 市場リスク

市場リスクは、証券、デリバティブまたはデリバティブが関係する裏付資産、参照金利もしくは指数に対する市場の不利な変動（資産価格、ボラティリティ、イールドカーブの変化、推定オプション・ボラティリティまたはその他の市場変数を含む。）に係るリスクを示す。かかるリスクは、金融商品またはその派生商品（デリバティブ）を保有することにより発生し、金融商品または市場の価格変動に対するリスク負担を生じる。

以下の特別プロセスが、市場リスクをコントロールし投機を禁止するため実施される。

- ・ デリバティブが全額払込済エクスポージャー・ベースで組み入れられている場合、サブ・ファンドの市場リスクはブラックロックが査定する。オプションまたはオプション関連デリバティブが利用される場合、エクスポージャー（リスク負担）はデルタ加重ベースで決定される。
- ・ ポートフォリオのギアリングに関する制限が実施される（すなわち、市場エクスポージャーのレベルが、サブ・ファンドの市場価格を超える場合）。デリバティブは、サブ・ファンドの投資ガイドラインにより課されたギアリング/借入制限を回避する目的で利用することはできない。
- ・ ある資産クラスに対するサブ・ファンドの純エクスポージャー（デリバティブ商品のデルタ加重エクスポージャーを含む。）は、サブ・ファンドの投資ガイドラインにより制限される。
- ・ エクスポージャーを得るためデリバティブ・ポジションを利用する場合、サブ・ファンドは、純デリバティブ・ポジションから発生し得る債務を弁済するため十分な現金または妥当な同等流動資産を保有する。エクスポージャーを除くためデリバティブ・ポジションを利用する場合、サブ・ファンドは、合理的なヘッジであるとみなされる資産を保有する。

ポートフォリオの構築は、総合的リスク・コントロールの枠組みの中で行われる。適切な場合、投資監督者またはシニア・ファンド・マネジャーは、ベンチマーク（B of A メリルリンチ・ハイブリッド・プリファード・セキュリティーズ・インデックス）と対照して達成済のサブ・ファンドの運用成績および実績目標を定期的に監視し精査する。関係する場合、かかる者はまた、社内およびチームの目標と一致させるため資産配分およびセクター戦略の再検討も行う。

サブ・ファンドについて、定期的に投資の見直しを実施される。リスク報告は、バーラ・イージス、ファクトセット・ポートフォリオ分析、リッパー・ハインドサイトおよびS & Pマイクロパル等のシステム、ならびに多くのブラックロック社内開発による分析ツールから得た（ただし、これらに限定されない）情報および分析を利用する。

ブラックロック独自の定量リスク管理分析技術は、すべてのセクター、個別ポートフォリオおよび証券ならびに指数および特製ベンチマークのリスク特性（金利、イールドカーブ、キャッシュフロー、信用および流動性リスクを含む。）のモデルを作り出す。日々更新され、広範囲にわたるリスク基準には、デュレーション、スワップ・スプレッド・デュレーション、主要金利デュレーション、凸性、オプション調整後デュレーション、売買スプレッドおよびボラティリティを含む。また独自の分析システムは、購入前に各取引のリバースエンジニアリング（逆行分析）をブラックロックが行うことを可能にする。証券（およびポートフォリオ）は、「もし~だったらどうなるか」というシナリオの主題とされ、金利の変動が有効デュレーションおよび証券とポートフォリオのキャッシュフローに及ぼす影響が識別される。この種の分析は、各証券およびそのパラメータ上の特性についての完全な理解を提供し、しばしば他の分析手法では明白にならないと思われる、価値に影響する証券の構造的特徴を明らかにする。

想定最大損失額（「VaR」）は、ブラックロックがポートフォリオ全体のリスクを測定するため利用するツールの一つである。ブラックロックのVaRの数値は、以下の二通りに解釈され得る。

- 1) 「予想」最悪損失 - 1年間に、ポートフォリオがそのドル建てVaRを超えない損失を負う確率は95%である。
- 2) 定期的発生事象 - 20年に1度、ポートフォリオは、VaRを上回るかまたはVaRに等しい損失を被ることになる。

ブラックロックは、複数のVaR手法を調査し完成させた。ブラックロックは、特定の債券もしくは取引戦略に係るリスク、または利用可能なVaR手法のうち最も適切なものを利用するポートフォリオのリスクを測定することができる。ブラックロックは、適宜、以下のVaR手法を利用する。

- 分析VaR
- モンテカルロ・シミュレーションVaR
- デルタ・ガンマ過去VaR
- 過去シミュレーションVaR

ブラックロックは二種のVaR手法を実施しており、これらが、本リスク分析を二方向に展開する。

- グローバルVaR、海外金利および為替レートに対するエクスポージャーを組み込むもの。
- 一般化VaR、基本リスク（すなわち、推定ボラティリティおよびスプレッド）に対するエクスポージャーを組み込むもの。



サブ・ファンドの投資ガイドラインには、具体的なVaR制限の概略を記載していない。しかし、ブラックロックのリスク・定量分析（「RQA」）グループは、毎日、毎週および毎月、サブ・ファンドのリスクを監視している。サブ・ファンドのパラメータ上のリスクが、類似の投資指図に従う他のファンドと著しく異なっている場合、RQAグループは、投資運用会社に対し、リスクを軽減するため原因を見極めるよう注意を促す。

VaRに対するブラックロック手法の基礎的要素は、主要レート・デュレーション、主要構成要素分析およびシナリオ分析である。ブラックロックは、イールドカーブ上の異なる11地点に対するポートフォリオの感応度を測定する主要レート・デュレーション手法を利用する。主要レート・デュレーションは、平行地点のイールドカーブの変化を部分的イールドカーブの変化に分解する。主要構成要素は見落とされている要因であり、金利の過去の変動の「大部分」を説明している。ブラックロックは、JPモルガンのリスクメトリックス<sup>TM</sup>(注1)月次データ・セットを使用して、こうした従来から支配的であったイールドカーブの動きから生じるポートフォリオのエクスポージャーを計算する。主要レート・デュレーション、主要構成要素分析およびシナリオ分析は、VaRに関するすべての業務においてブラックロックにより利用される。

分析VaR - 主要レート・デュレーションを組入れ、キャッシュフローが不安定な証券を売買するためブラックロックが一般化したリスクメトリックス<sup>TM</sup>(注1)手法

モンテカルロ・シミュレーションVaR - 価値構造の変化を計算するための金利の変動予想および値動きの経験的分布機能についての分析を用いた、イールドカーブ移動の分布予想からのサンプリング（見本抽出）

デルタ・ガンマ過去VaR - 直近260営業日のスポット・カーブの実際の時系列変化が、集められる。証券およびポートフォリオのドル建て収益は、これらの過去のスポット・カーブの変化、主要レート・デュレーションおよび主要レートの凸性を用いて概算される。VaRは、ポートフォリオの過去のドル建て収益の分配概算額の5%として算定される。

直接的過去シミュレーション - 直近260日の実際価格が集められる。VaRは、ポートフォリオの過去のドル建て収益の実分配額の5%として算定される。

ブラックロックのVaR分析システムにより、ボラティリティ、デュレーションおよびセクター配分をブラックロックが個別に詳細に監視し、サブ・ファンドが負っている特別リスクをブラックロックが識別し定量化することができる。

2011年11月30日のサブ・ファンドの相対VaR（ボラティリティ、デュレーションおよびセクター配分を含む各要素からのリスク寄与の合計）は、1年間でベンチマーク（BoFAメリルリンチ・ハイブリッド・プリファード・セキュリティーズ・インデックス）の5.28%であった。

ポートフォリオのVaR（2011年11月30日現在）

	寄与（%/年）
総リスク	5.28%

2011年5月31日のサブ・ファンドの相対VaR（ボラティリティ、デュレーションおよびセクター配分を含む各要素からのリスク寄与の合計）は、1年間でベンチマーク（BoFAメリルリンチ・ハイブリッド・プリファード・セキュリティーズ・インデックス）の3.66%であった。このため、仮にベンチマークが1%上昇したと仮定すると、サブ・ファンドのNAV総額38,788,229米ドルは1,419,649米ドル増加すると予想された。過去1年間においてVaRが減少した主要な要素は、市場におけるボラティリティが減少したことである。

ポートフォリオのVaR（2011年5月31日現在）

	寄与（%/年）
総リスク	3.66%

サブ・ファンドの市場リスク・エクスポージャーは、投資有価証券明細表に記載される有価証券を言及している。

(注1) 原文ではRiskMetrics<sup>TM</sup>と記載されているが、現在リスクメトリックスを利用しておらず、ブラックロック・ソリューションズが構築・サポートするブラックロック独自モデルを利用している。

## 金利リスク

金利は、国際金融市場の需要と供給の要因により決定され、かかる市場は、マクロ経済的要因、投機および中央銀行と政府の介入によって影響を受ける。短期ないし長期の金利の変動は、サブ・ファンドの純資産額に影響を及ぼすことがある。金利リスクは、金利レベル、イールドカーブの勾配、イールドカーブの形状またはその他の金利関連事項の変動から生じるリスクである。

サブ・ファンドの投資目的の範囲内の金利リスクの制約(主に、デュレーション・リスクの制約内で定められる。)は、チャールズ・リバー<sup>(注2)</sup>およびアラジンのコンプライアンス部門のモニター・システムにより監視され、例外について、日々、ファンド・マネジャー、アカウント・マネジャー、ブラックロックの法務・コンプライアンス部門に報告される。

金利エクスポージャー報告書は、ファンド運用チームに定期的に提供される。金利エクスポージャーの提示方法として、ベンチマークであるB of A メリルリンチ・ハイブリッド・プリファード・セキュリティーズ・インデックスからの偏差が、デュレーション別に、満期バケット、通貨、セクターまたは格付毎に詳述される。一定の状況において、エクスポージャーはまたモデル・ポートフォリオとも比較され、モデルからの偏差が強調される。

カーブVaR分析(2011年11月30日現在)

リスク・グループ	デュレーション(年)	寄与(%/年)
カーブ		
米国財務省証券		-0.06
3ヵ月	-0.13	0.00
1年	-0.17	0.00
2年	-0.23	0.01
3年	-0.08	0.01
5年	0.95	-0.25
7年	0.17	-0.07
10年	-0.1	0.05
15年	-0.09	0.05
20年	-0.36	0.20
25年	0.29	-0.16
30年	-0.25	0.14

下記の「寄与(%/年)」欄の数字は、イールドカーブの様々な部分でサブ・ファンドのカーブ・ポジショニングが、年間にどの程度のリスクを追加するか、またはポートフォリオ全体のリスクを減らすかをパーセントの単位で表示している。2011年5月31日現在、サブ・ファンドの総カーブ・エクスポージャーのVaRは年間でベンチマークの-0.16%であった。リスク寄与の期間中に、ポートフォリオの金利リスクは、ポートフォリオに対する全体的リスクを減らした。

カーブVaR分析(2011年5月31日現在)

リスク・グループ	デュレーション(年)	寄与(%/年)
カーブ		
米国財務省証券		-0.16
3ヵ月	0.03	0.00
1年	0.06	0.00
2年	0.12	0.00
3年	0.25	0.00
5年	1.34	0.05
7年	0.77	0.04
10年	-4.57	-0.25
15年	0.59	0.02
20年	0.5	0.00
25年	0.58	-0.02
30年	0.33	0.00

(注2) 原文ではCharles Riverと記載されているが、現在チャールズ・リバーを利用しておらず、ブラックロック・ソリューションズが構築・サポートするブラックロック独自モデルを利用している。

## 信用リスク

債券価格は、その信用特性の変化につれて変動する可能性がある。通常、発行体の信用格付が低下すればするほど、その取引による収益率は高くなり、不履行の可能性も高くなる。信用調査は、価値を追加する機会を見極め、信用問題を回避し、かつ直面し得る問題をうまく処理することを目指している。そのため、ブラックロックは、セクター別課税対象（投資適格および高利回り）債券アナリストおよび地方債アナリストから成るグローバル信用調査チームを編成している。信用アナリストは社債、高利回り債および地方債インベストメント・マネジャーと緊密に作業を行うが、調査担当アナリストが信用度を承認しない限り、債券は購入されない。アナリストは、以下の企業の識別に努める。

- (a) 各業界で良好な位置を占めている企業
- (b) 強力で安定した経営チームを擁する企業
- (c) 健全な経営、会計および管理状況を示している企業
- (d) 持続可能で比較的予想可能なキャッシュフローを生み出している企業、および
- (e) 合理的な財務上の弾力性を維持している企業

ブラックロックのアナリストは、財務書類の審査および企業の経営陣との協議を通じ各々の信用リスクを評価する。ブラックロックは、企業の経営陣とのコミュニケーションにより極めて貴重な識見を得られると確信している。投資が決定された場合、すべての投資対象について全く同様の規律で継続的に調査が行われる。

信用アナリストは自らの業種を綿密に検討し、ポートフォリオのすべての持高、関係指数の銘柄およびブラックロックが所有していないが所有が考えられ得る銘柄の監視について責任を有する。

通常の状況において、サブ・ファンドは、その資産総額の少なくとも80%を、確立された格付機関によりB a a / B B Bの投資適格と格付けされているか、または格付がない場合には投資運用会社により同等の品質であるとみなされる優先証券または債務証券に投資する。

サブ・ファンドは、その資産総額の20%を限度に、投資不適格（ムーディーズによるB a以下、スタンダード・アンド・プアーズによるB B以下またはフィッチによるB B以下）の証券、または格付がない場合には投資運用会社により同等の品質であるとみなされる証券に投資することができるが、当該証券は、投資適格と格付けされている上位債務を発行済の発行体により発行されていることを条件とする。サブ・ファンドがある発行体の優先証券または債務証券を購入した後に当該発行体が投資不適格に格下げされた場合、サブ・ファンドは、当該優先証券または債務証券を保有し続けることができるが、投資運用会社は、合理的な期間内に当該優先証券債務を売却するよう努力する。

サブ・ファンドはまた、その資産総額の20%を限度に普通株式に投資することができる。サブ・ファンドは、直接普通株式に投資するつもりはなく、証券の転換可能特性、受益証券の売出しもしくは公開買付の際の転換可能特性により、または証券もしくは類似取引の再編もしくは破綻に関連して普通株式を取得し保有することができる。

## 格付カテゴリー別ポートフォリオ（2011年11月30日現在）

格付	ポートフォリオ（%NAV）	ベンチマーク（%NAV）	差
政府	0.00	0.00	0.00
A A	0.00	0.00	0.00
A	24.45	14.28	10.17
B B B	64.20	70.89	- 6.69
B B	10.88	14.38	- 3.50
その他	0.47	0.45	0.02
合計	100.00	100	

## 格付カテゴリー別ポートフォリオ（2011年5月31日現在）

格付	ポートフォリオ（%NAV）	ベンチマーク（%NAV）	差
政府	0.70	0.00	0.70
A A	0.00	0.00	0.00
A	35.73	22.72	13.01
B B B	40.94	64.13	- 23.19
B B	12.31	13.15	- 0.84
その他	10.74	0.00	10.74
現金	- 0.42	0.00	- 0.42
合計	100.00	100	

信用リスクには、取引相手方リスクと決済リスクも含まれる。取引相手方リスクとは、取引相手方がその取引約定を履行できない場合にブラックロックまたはそのクライアントのアカウントが損失を被る潜在的損失のことをいう。

ブラックロックの取引相手方および集中リスクグループ（Counterparty & Concentration Risk Group）は、以下の全社規模の取引相手方に対する与信方針および手順を実行、更新ならびに執行する責任を負う。

1. 取引相手方の将来の信用度を査定し、取引相手方を承認する。
2. 資産クラス毎に生じる、各取引相手方に対する信用リスクのエクスポージャーを測定し、監視する。
3. エクスポージャーの設定、確認または調整目的で、必要に応じて取引相手方の財務実績を監視する。
4. 商品毎、傾向毎および取引相手方毎にエクスポージャーのレベルの監視を実施し、総エクスポージャーが認められた時点でポートフォリオ・マネジャーに報告する。
5. I S D Aおよびその他のデリバティブ関連文書に対する信用問題の指針および監視を提供する。ブラックロックは通常、スワップの取引相手方に対して、取引開始時に少なくともAの格付を有していることを要求する。

決済リスクとは、予定された決済金の支払または債務が適時にまたは全く履行されないリスクである。決済は、取引がそのすべての当事者（ブローカーまたはディーラー、清算機関およびその他の金融機関を含む。）の帳簿および記録に記載される際のプロセスと定義される。

ブラックロックが投資する大部分の市場は、決済リスクが最少のDVP（引渡しと支払の同時決済）である。市場がDVPではない（例えば、ロシア）と分類される場合、取引者本人に関する決済リスクを避けるため、ブローカーとの間で特別な決済上の合意（前払い/前渡し）が定められる。

サブ・ファンドは、取引を行う相手方当事者に対する信用リスクにさらされ、また決済不履行リスクを負うことになる。2011年11月30日現在、すべての現金および取引用証券は、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（「B B H & C o .」）において保管され、それゆえサブ・ファンドはこの取引相手方との信用リスクにさらされている。B B H & C o . の信用格付は、フィッチからA +（2011年5月31日：A +）の格付を得ている。

## 流動性リスク

流動性リスクは、（ ）市場に十分な奥行きがないかまたは市場が混乱しているため、特定の証券またはデリバティブのポジションを容易に終了または相殺することができないリスク、または（ ）デリバティブ取引から生じたサブ・ファンドの金融債務（追加証拠金請求等）が履行され得ないリスクを示す。サブ・ファンドの主たる責務は、投資家が売却を希望する受益証券を買い戻すことである。受益証券は、管理会社が買戻請求書を受領しかつ受け付ける取引日に買い戻される。

さらに、優先証券は、事実上、普通株式等のその他多くの証券に比べ流動性が欠くことがある。サブ・ファンドは、優先証券を適当な価格および時期に処分することが困難なことがある。

流動性リスクは、以下の方法でコントロールされる。

- ・ ブラックロックの投資運用担当者は、各特定のサブ・ファンドの投資目的および流動性要件との関連で利用されるすべての商品（デリバティブを含む。）の流動性を考慮して、これを維持する。現金ポジションについて、サブ・ファンドがそのデリバティブ・ポジションおよび受益者による買戻しから発生する債務を十分に弁済し得ることを確保するため、日々監視および報告が行われる。
- ・ ブラックロックはまた、サブ・ファンドの現金比重を見直す手順、および極端な市場変動の場合に満期に債務を弁済するための流動性要件の充足を確保する手順を実施している。
- ・ R Q Aは、流動性リスクに対し格別に敏感に反応するファンド、例えば、高利回り債、特殊市場または特殊産業セクターに多額の投資を行っているファンドについて特別な審査を実施する。かかる審査から発生した重要な問題点は、指定された者に報告される。
- ・ すべての流通銘柄は、日々、市場の情報に基づき評価される。非流通銘柄は、必要に応じ、また公式には毎月、ブラックロックのプライシング委員会により正確を期するため審査される。
- ・ ブラックロックのプライシング委員会はまた、資産の流動性に影響を及ぼす重大な市場事由（本国送金問題等）を処理す

る。

流動性の表：満期別ポートフォリオ（2011年11月30日現在）

満期バケット	ポートフォリオ（%NAV）	デュレーション寄与
現金	7.24	0.00
その他	9.94	0.00
0年から1年	0.00	0.00
1年から3年	0.16	0.00
3年から5年	0.86	0.02
5年から7年	2.15	0.09
7年から10年	5.35	0.33
10年から15年	1.50	0.11
15年から20年	5.97	0.34
20年以上	66.83	3.78
合計	100.00	4.67

流動性の表：満期別ポートフォリオ（2011年5月31日現在）

満期バケット	ポートフォリオ（%NAV）	デュレーション寄与
現金	- 0.42	0.00
その他	10.54	0.00
0年から1年	2.62	0.00
1年から3年	0.32	0.00
3年から5年	0.53	0.02
5年から7年	1.24	0.05
7年から10年	3.95	0.22
10年から15年	1.17	0.09
15年から20年	5.01	0.22
20年以上	75.04	4.39
合計	100.00	4.99

2011年11月30日現在のサブ・ファンドの金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1ヵ月未満 US\$	1ヵ月～1年 US\$	1年～5年 US\$	満期日 設定無し US\$	合計 US\$
負債					
未払債務 - 1年以内支払期限到来	360,371	-	-	-	360,371
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産 総額	30,561,198	-	-	-	30,561,198
負債合計	30,921,569	-	-	-	30,921,569

2011年5月31日現在のサブ・ファンドの金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1ヵ月未満 US \$	1ヵ月～1年 US \$	1年～5年 US \$	満期日 設定無し US \$	合計 US \$
負債					
未払債務 - 1年以内支払期限到来	1,448,018	-	-	-	1,448,018
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産 総額	38,788,229	-	-	-	38,788,229
負債合計	40,236,247	-	-	-	40,236,247

サブ・ファンドによる借入れは、流動性を得ることを目的とする場合にのみ認められ、いつでもサブ・ファンドの純資産の最大10%に限定される。サブ・ファンドは、受益者に対する買戻代金の支払資金を調達するため、またはその他の投資対象の売却もしくは買戻しによる手取金を受領するまでの新規投資上の短期資金調達のため短期の借入れを行うことができる。

サブ・ファンドの買戻し方針上、買戻請求書は、管理会社の事務所において買戻しが行われる取引日の午前10時（ダブリン時間）までに受領されていなければならない。受益証券は、管理会社が買戻請求書を受領しかつ受け付ける取引日に買い戻される。買戻金は、買戻しが行われる取引日（同日を含む。）から5営業日目までに、サブ・ファンドの基準通貨で受益者の口座宛に銀行電信振替により支払われる。

#### 通貨リスク

サブ・ファンドの通貨エクスポージャーは、同注記4に後述されている。

#### オーストラリア・ボンド・ファンド（AMPキャピタル・インベスターズ・リミテッドが作成）（「AMP C I」）

オーストラリア・ボンド・ファンドが直面する主要リスクは、インベストメント・マネジャーが投資指図に従い当該リスクを管理および監視する方法についての概要とともに、以下に記載される。

リスク報告書は、毎日、ポートフォリオ構築・リスク管理責任者および債券責任者により精査される。そのため、前日のポジショニングの予定外の大きな変更は、経営陣から問いただされる。さらに、リスク会議が毎週開催され、各セクター・チームの責任者および債券責任者が、各ポートフォリオのリスクについて協議する。

#### 市場リスク

##### 市場リスクの監視プロセス

サブ・ファンドの市場リスクは、多くのレベルで、インベストメント・マネジャーにより管理される。インベストメント・マネジャーは、マクロ経済上の変動（金利の変動および金利スプレッドの変化等）に関連しポートフォリオのリターンの感応度を監視する。AMP C Iのポートフォリオ構築・リスク管理チームは、オーストラリア・ボンド・ファンドのリスク予算を決定するため社内で開発されたリスク管理システムを利用し、次にかかる予算を監視する。これにより、インベストメント・マネジャーは、サブ・ファンドのリスクおよびリターン目標を達成するための適切な投資戦略を策定することができる。

実際のポートフォリオ組成上の主要ツールは、AMP C Iの社内で開発された投資運用システムである「総合ポートフォリオ管理システム（GPMS）」である。GPMSは、サブ・ファンドの金利リスクおよび信用リスク報告書を毎日作成し、インベストメント・マネジャーおよびチーム全体が当該報告書を検討する。これらの報告書では、個々の証券レベルまで掘り下げて検討するか、またはポートフォリオのリスク負担を満期バケット、信用格付、産業クラスおよび証券タイプの各レベルに分割することができる。こうしたリスクは、関係するベンチマーク、モデルまたはその他の類似ポートフォリオと比較され得る。

GPMSの日報には、取引前トラッキング・エラー・モデルが書き出され、すべての投資リスクを主要なリスク要因（株式特有リスクを含む。）に分類している。本報告書により、インベストメント・マネジャーは、各AMP C I債券ポートフォリオの現在のリスク予算と比較して、ポートフォリオに対する重要なリスク寄与要因を監視することができる。

##### 市場リスクの集中

ポートフォリオの集中リスクは、AMP C Iのインベストメント・マネジャーにより定期的に監視される。各非政府発行体に対するサブ・ファンドのリスク負担の額は、ファンドの集中リスクを減らすため限定される。さらに、AMP C Iはまた、各発行体の信用リスクを査定するためにボトムアップ分析を利用する。

以下の表では、2011年11月30日現在および2011年5月31日現在の証券タイプ別に分類したサブ・ファンドの投資対象を説明する。

証券タイプ	市場価格	市場価格
	2011年11月30日	2011年5月31日
現金	3.4%	1.8%
国債	27.8%	24.4%
準国債	19.8%	13.4%
社債	49.0%	60.4%

合計	100.0%	100.0%
----	--------	--------

### デュレーション寄与

AMP C Iのインベストメント・マネジャーはまた、サブ・ファンドが負担する市場リスクのレベルを監視するため主要リスク要因のデュレーション寄与を利用する。また標準偏差分析は、サブ・ファンドのリターンの総合ボラティリティおよび超過リターンのボラティリティを査定する。デュレーション寄与分析は、リスクを主要リスク要因（デュレーション、イールドカーブおよびスプレッド・デュレーション等）に分割し、信用格付、業種およびセクターにより分類する。ポートフォリオ全体レベルとポジション対ベンチマークの比較レベルの両方で、かかる基準に基づく各種報告書が作成される。

### ベータ

ベータは、U B S オーストラリア債券（総合）指数の変動に対するオーストラリア・ボンドのリターンの感応度を測定する。2011年11月30日までの12ヵ月間のサブ・ファンドの平均ベータは0.83である。これは、U B S オーストラリア債券（総合）指数の単位価格の1%の変動が、オーストラリア・ボンド・ファンドの単位価格に0.83%の変動を生じる見込であることを意味する。2011年5月31日のオーストラリア・ボンド・ファンドのベータは0.8200であった。

ベータ・モデルを使用すると、ベンチマークの1%の増加は、サブ・ファンドのNAVを61,948,881豪ドルから62,463,057豪ドルに増加させると予想され、ベンチマークの1%の減少により、サブ・ファンドのNAVは61,434,705豪ドルに減少すると思われる。ただし、NAVに関するこうした予測は、過去のベータを使用しているため不正確である。サブ・ファンドの市場リスクの指標としてのみベータを使用することの方が、好ましいと思われる。

2011年5月31日のベンチマークの1%の増加は、サブ・ファンドのNAVを60,293,832豪ドルから60,788,241豪ドルに増加させたと予想され、ベンチマークの1%の減少により、サブ・ファンドのNAVは59,799,423豪ドルに減少したと思われる。

かかるモデルの重要な限界は、過去のベータの使用である。指数と比べたサブ・ファンドの実績は、ベータの変動により変わってくる。

### 標準偏差

標準偏差は、サブ・ファンドの総リスクおよびリスク対債券（またはトラッキング・エラー）を分析するためインベストメント・マネジャーにより利用される。リスクについて取引後と取引前の両方の比率が分析される。取引後比率は毎月計算され、取引前比率は毎日計算され、予想リスクの標準偏差比率となり、現在のリスク・エクスポージャーが翌年も持続する場合に（通常、超過リターンについて）予想されるボラティリティを測定する。

過去6ヵ月間のボラティリティの分析に基づき、オーストラリア・ボンド・ファンドは、2011年5月31日から2011年11月30日までの期間について、同期間のベンチマークの3.32%の標準偏差と比較して3.05%の標準偏差を示している。ベンチマークと比べて、オーストラリア・ボンド・ファンドの超過リターンのトラッキング・エラーは、2011年11月30日に終了した期間に0.51%である。2010年5月31日から2011年5月31日までのサブ・ファンドの標準偏差は、2.40%であった。

取引前トラッキング・エラー・モデルは、リスクを主要リスク要因（デュレーション、イールドカーブ（満期バケット別）、信用格付による信用、スワップ、準国債、インフレ連動債および高利回り債を含む。）に分類する。また、株式特有リスク・モデルは、特定証券のセクターと比べた当該証券のボラティリティについて証券レベルのリスクを測るものである。

サブ・ファンドの市場リスク・エクスポージャーは、投資有価証券明細表に記載される有価証券を言及している。

### 金利リスク

AMP C Iのインベストメント・マネジャーは、金利の変動とイールドカーブの移動により投資対象の評価が変動する可能性を厳密に監視する。AMP C Iのインベストメント・マネジャーは、金利のデュレーション構成要素（金利の同一方向の変動に係る。）およびイールドカーブ構成要素（イールドカーブ全域の金利の異方向の変動に係る。）の両方を監視する。

下記の表は、金利の同一方向の変動がサブ・ファンドの実績に及ぼす影響を示すシナリオ分析である。2011年11月30日現在、サブ・ファンドはロング・デュレーションである。すなわち、金利が低下する場合には、サブ・ファンドの実績はベンチマークを上回ると予想され、金利上昇の場合には、ベンチマークの実績を下回ることになる。2011年5月31日現在のデュレーションの表も、比較のため記載されている。

下記のモデルは、金利の同一方向の変動を想定している。

予想市場価格は、2011年11月30日現在および2011年5月31日現在のデュレーションを用いて計算されている。時を経てその後にデュレーションが変化すれば、サブ・ファンドの市場価格の予想は不正確なものとなる。

2011年11月30日現在

ファンド・デュレーション：3.79

ベンチマーク・デュレーション：3.81

変動%	ポートフォリオ		ベンチマーク		実績増 %
	市場価格	変動%	市場価格	変動%	
-0.50	63,122,813	1.895%	598,899,352,113	1.905%	-0.010%

- 0.25	62,535,847	0.948%	593,301,475,336	0.953%	- 0.005%
0	61,948,882	0.000%	587,703,598,560	0.000%	0.000%
0.25	61,361,916	- 0.948%	582,105,721,784	- 0.953%	0.005%
0.50	60,774,950	- 1.895%	576,507,845,007	- 1.905%	0.010%

2011年5月31日現在

ファンド・デュレーション：3.54

ベンチマーク・デュレーション：3.56

変動%	ポートフォリオ		ベンチマーク		実績増 %
	市場価格	変動%	市場価格	変動%	
- 0.50	61,361,033	1.770%	550,843,762,453	1.780%	- 0.010%
- 0.25	60,827,432	0.885%	546,026,991,491	0.890%	- 0.005%
0	60,293,832	0.000%	541,210,220,528	0.000%	0.000%
0.25	59,760,232	- 0.885%	536,393,449,565	- 0.890%	0.005%
0.50	59,226,631	- 1.770%	531,576,678,603	- 1.780%	0.010%

A M P C I のインベストメント・マネジャーは、常に、金利のベースポイント（0.01%）の変動に対する投資対象の価格感応度を追跡する。これは、ベンチマークの価格感応度と比較される。金利リスクの管理プロセスは、多くの経済、評価、市場ポジショニングおよび技術に関する指標についての債券チームの分析に基づいている。これにより A M P C I は、債券市場を牽引する潜在的テーマを認識し、これに応じてポートフォリオのポジションを定めることができる。

金利カーブの異方向の変動リスクは、イールドカーブの勾配の変化の影響またはイールドカーブの上昇もしくは下落の不安定な動きによる影響を含み、インベストメント・マネジャーがこれを解明して監視する。

利回りに対する経済的見通しは、社内および外部ストラテジストにより提供される業務の分析に依拠する。これには、オーストラリア国内と世界の経済活動のレベルおよびインフレについての解釈、ならびにこれらによる債券利回りとイールドカーブに係る予想が含まれる。

債券市場に関する評価は、デュレーションおよびイールドカーブ戦略の運用上の比較的伝統的な分析を反映している。評価プロセスからの情報は、オーストラリアおよび世界の債券利回りの適正価値の A M P C I の社内モデルにより表示される。推定短期レートおよび他の市場と比べた債券利回りレベルもまた、考慮される。

極端な市場ポジショニングが債券利回りおよびイールドカーブを推進する可能性があり、A M P C I の調査から、投資家の極端なポジショニングと将来の予想金利傾向との間の逆張り関係が示唆される。A M P C I は各種のポジショニング調査をモニターし、これらはデュレーションとイールドカーブを形成する際にモニターされる。

金利チームは、ポジション管理を目的に、過去の価格変動に基づく債券市場に関する技術的解釈を利用する。

実施される分析には、オーストラリア債券市場のみならず世界の債券市場に影響を及ぼす問題の解釈を含む。これは、オーストラリア債券市場の特に米国市場との強力な相関関係を反映している。金利・通貨チームのプロセスへの情報提供は活発であり、ここ数年、絶えず進化している。

債券市場を牽引するテーマを見極めて活用し得る可能性は、引き続き主要な投資目的である。

#### 流動性リスク

オーストラリア・ボンド・ファンドは、合理的な範囲で流動性のある投資対象であり、通常の市況において、サブ・ファンド全体を10日以内に清算することができる A M P C I は予想する。

サブ・ファンドが直面する重要な流動性問題は、サブ・ファンドに対する買戻し請求の分量により決定される。サブ・ファンドは、その投資対象の一部を準国債等の高度流動性資産クラスとして保管する。インベストメント・マネジャーは、サブ・ファンドの流動性の全体レベルに加えベンチマークと比べたサブ・ファンドの流動性も監視する。

すべての固定金利投資対象は、その流動性レベルにより分類される。国債等の比較的迅速に現金化が可能な資産および現金は、高度流動性資産と分類される。比較的頻繁に売買される資産は流動性資産と分類され、現金化にかなり時間を要する資産は非流動性資産とみなされる。

以下の表では、2011年11月30日現在および2011年5月31日現在の流動性レベルにより分類したサブ・ファンドの投資対象を説明する。

流動性指標	2011年11月末日 市場価格%	2011年5月末日 市場価格%
高度流動性資産	51.03%	37.00%
流動性資産	47.42%	61.30%
取引資産	1.55%	1.70%



非流動性資産	0.00%	0.00%
合計	100.00%	100.00%

2011年11月30日現在のサブ・ファンドの金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1ヵ月未満 A U D	1ヵ月～1年 A U D	1年～5年 A U D	満期日 設定無し A U D	合計 A U D
負債					
未払債務 - 1年以内支払期限到来	606,687	-	-	-	606,687
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	151,326	-	-	-	151,326
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	61,948,882	-	-	-	61,948,882
負債合計	62,706,895	-	-	-	62,706,895

2011年5月31日現在のサブ・ファンドの金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1ヵ月未満 A U D	1ヵ月～1年 A U D	1年～5年 A U D	満期日 設定無し A U D	合計 A U D
負債					
未払債務 - 1年以内支払期限到来	1,669,385	-	-	-	1,669,385
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	64,416	-	-	-	64,416
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	60,293,832	-	-	-	60,293,832
負債合計	62,027,633	-	-	-	62,027,633

## 信用リスク

### 信用リスク管理の一般プロセス

ポートフォリオの信用リスクの管理および監視を担当する専任信用市場チームを、AMP C Iは有している。信用リスクの監視は、AMP C Iのリスク管理プロセスの極めて重要な要素である。AMP C Iのインベストメント・マネージャーが監視する三つの重要な信用リスクは、信用発行体の不履行リスク、信用スプレッド拡大リスクおよび格付機関による信用格付引下げリスクを含む。かかる事象の発生は、債券価格に重大な悪影響を及ぼすことになる。

AMP C Iの信用リスク監視プロセスは、より広範な市場についてのトップダウン分析と各個別債券発行体についてのボトムアップ分析を組み合わせる。トップダウン分析は、投資戦略・経済チーム（I S E T）による世界経済に係る総合評価および予想を含む。かかる評価は、経済成長、金利および信用サイクルに係る予想の枠組みを提供する。インベストメント・マネージャーは、次に、信用デューレーションおよび妥当な業種の組入比率を決定するため市況を査定する。また、AMP C Iが「低格付」の債券（例えば、B B B + の格付）よりも「高格付」の債券（格付機関によるA A Aの格付）に投資を配分する組入比率に関する決定もある。AMP C Iは、国債と債券の供給、低格付債と高格付債の相対価格、信用サイクルおよび経済と政治の全般的状況等の要素を考慮する。

以下の表では、2011年11月30日現在および2011年5月31日現在のベンチマークと比べたサブ・ファンドの各信用格付カテゴリー別投資対象の比率を説明する。

### 国際格付機関による格付

信用格付	ベンチマーク	ポートフォリオ	ベンチマーク	ポートフォリオ
	2011年11月末日	2011年11月末日	2011年5月末日	2011年5月末日
A A A	77.4%	46.8%	62.1%	76.0%
A A +	10.1%	9.7%	5.5%	9.5%
A A	4.6%	10.6%	7.3%	5.6%
A A -	1.9%	5.1%	6.0%	2.4%
A +	1.5%	2.8%	3.7%	2.1%
A	1.8%	6.0%	- 5.3%	1.7%
A -	1.4%	5.6%	5.7%	1.4%
B B B +	0.6%	4.8%	4.7%	0.5%
B B B	0.5%	5.5%	6.4%	0.6%
B B B -	0.2%	3.1%	3.9%	0.2%
B B +	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
--	---------	---------	---------	---------

AMP C Iのインベストメント・マネジャーはまた、各個別債券発行体のリスク特性を理解するため広範囲の「ボトムアップ」分析を行う。AMP C Iの豊富な信用専門家資源により、我々は、数多くの個別信用投資対象の分析および調査を行うことができる。かかる「ボトムアップ」分析を実施するのはAMP C Iの信用アナリストであり、これらは、業種に従い企業を配分され、投資対象の売買の推奨を行い、各種産業の見通しを觀察する責任を負っている。インベストメント・マネジャーおよび信用アナリストは、次に、当該企業と業種の多様な展望を論議し、個々の投資対象と業種の組入比率を決定することになる。「ボトムアップ」プロセスは、三段階に分けられる。

1. 適切な信用の審査：この段階では、信用アナリストの業界知識および社内内で開発された定量モデルの作出を促す。プロセスの目的は、投資領域を縮小し、投資機会の可能性を示す企業および業種を分析するため最大限の時間を費やすことである。
2. 個別信用リスクの査定：個別信用分析は、ある企業が業界で優れた実績を示すか示さないかの可能性の判断を目的とする。企業のキャッシュフロー、市場ポジション、営業効率、戦略の方向性および資本構造に関する展望に、特に重点が置かれる。
3. 個々の債券の評価：この段階はインベストメント・マネジャーによる債券の評価を含み、また当該企業もしくはその同業者によりまたは企業内で別段に発行されたその他の証券と比較した証券の相対的な利点を重視する。分析では、証券の信用スプレッドのボラティリティ、流動性、購入と売却のレベル、契約保護および信用カーブ上の最適ポジションが考慮される。

債務が格付けを受けていない場合、プロセスは変更されず、企業の財務および営業状態を確定して、その相対的な信用度を判断するため同業種の他の企業と比較することに集中した分析が行われる。ポートフォリオへの無格付銘柄の組入を承認するための最終判断は、取締役およびAMP C I部門責任者で構成される信用投資委員会に委ねられる。

互いに矛盾するものではない「トップダウン」および「ボトムアップ」プロセスを通じ、インベストメント・マネジャーは、個々の企業、業種に対する希望エクスポージャーおよびサブ・ファンドの全般的信用エクスポージャーを確定することができる。

サブ・ファンドは、取引を行う相手方当事者に対する信用リスクにさらされ、また決済不履行リスクを負うことになる。2011年11月30日現在、すべての現金および取引用証券は、B B H & C o . において保管され、それゆえサブ・ファンドはこの取引相手方との信用リスクにさらされている。B B H & C o . の信用格付は、フィッチからA +（2011年5月31日：A +）の格付を得ている。

#### 信用格付

信用格付は、債券ポートフォリオの不履行リスクを査定する際に極めて重要である。インベストメント・マネジャーは、サブ・ファンドのトラッキング・エラー情報を評価するため、ベンチマークと比べた保有サブ・ファンドの全信用格付を監視する。サブ・ファンドは、（AMP C Iは、下位の証券格付に評価される証券を持ち続けるけれども）投資不適格の資産には投資しない。

#### 取引相手方リスク

取引相手方リスクが生じる証券売買の際に、AMP C Iは、広範囲のブローカーとの間で取引を行い、また決済リスクを最小にするためt + 1による取引確認を要求している。

#### 担保

サブ・ファンドの投資の大部分は多額の担保を要求しないが、特に10年物および3年物債券先物について、デリバティブのリスク負担上、ファンドのため多少の担保が保管されている。2011年11月30日現在、マクワイア・バンクに258,466豪ドルの先物証拠金があった。2011年5月31日現在、マクワイア・バンクに82,813豪ドルの先物証拠金が預託されていた。

#### 減損資産

サブ・ファンドは減損資産を保有しない。

#### 信用リスクの集中

インベストメント・マネジャーはまた、セクター・レベルと信用発行体レベルの両方で、信用リスクの集中を管理する。AMP C Iのインベストメント・マネジャーは、投資の各レベルでの信用リスクの集中を理解するためホーク・アイ総合報告システム等の画期的なリスク管理ソフトウェアを使用している。政府以外の各発行体に対するサブ・ファンドの投資額は、サブ・ファンドの集中リスクの額を減らすため限定される。地理的に、すべての投資はオーストラリアを基盤とし、豪ドルを基準としている。

#### 通貨リスク

オーストラリア・ボンド・ファンドは、サブ・ファンドのリターンを豪ドルで報告し、豪ドル建てで上場されている債券のみ投資するため、サブ・ファンドのレベルで通貨リスクを負わない。しかし、サブ・ファンドの評価額が顧客の母国通貨に換算される場合、通貨リスクが投資家レベルで発生することがある。AMP C Iは、かかるリスクの管理について責任を有しない。

ユーロ・ボンド・ファンド（T・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドが作成）

## 金融リスクの管理

サブ・ファンドの主な投資目的は、主としてユーロ建て投資適格固定利付商品から成る分散化されたポートフォリオへの投資を通じ、安定したインカム収益を追求し、長期的な資本成長を目指すことである。サブ・ファンドのベンチマークは、パークレイズ・キャピタル・ユーロ総合インデックスである。

サブ・ファンドの資産および負債は、下記を含む金融商品で構成される。

- ・ サブ・ファンドの投資目的および投資方針に従い保有される債券を含む投資対象
- ・ サブ・ファンドの投資活動から直接発生する現金および現金等価物、ならびに
- ・ サブ・ファンドの投資活動から発生する通貨リスクを管理するためのデリバティブ取引（例えば、為替契約）

ユーロ・ボンド・ファンドが直面する主なリスクについては下記において詳述されるが、それに加えて、投資マンドートに従った投資運用会社によるこれらのリスク管理方法および監視方法についても概要が示されている。サブ・ファンドの業務により、ファンドは様々な金融リスク（市場リスク（通貨リスク、適正価値金利リスク、キャッシュフロー金利リスクおよびその他の価格リスクを含む）、信用リスクおよび流動性リスク）にさらされる。サブ・ファンドの総合リスク管理プログラムは、金融市場が予見不可能であることを重視し、サブ・ファンドの財務実績が被り得る悪影響の最小化に努めている。

## 市場価格リスク

サブ・ファンドは、主としてヨーロッパの公認取引所に上場されまたはかかる取引所で取引される国債、国際機関債および社債を含む各種商品の取引を行っている。サブ・ファンドの純資産の少なくとも50%は、高品質のユーロ建て国債に投資されなければならない。サブ・ファンドはまた、アクティブ投資から発生する通貨リスクを管理するためデリバティブ契約の取引も行っている。デリバティブに関する詳細については通貨リスクの項に記載されている。

サブ・ファンドは、証券の空売りを行うことまたはショート・ポジションを維持することはできない。

すべての証券投資は、資本の損失リスクを提示する。サブ・ファンドの債務証券は、商品の将来価格が不確実であることによる市場価格リスクの影響を受けやすい。投資運用会社は、指定された制限の範囲内で証券およびその他の金融商品を慎重に選別することによりかかるリスクを軽減する。ポートフォリオの構築は、サブ・ファンドのガイドラインにより推進される総合的リスク・コントロールの枠組みの中で行われ、サブ・ファンドの全般的市場ポジションは、サブ・ファンドの投資運用会社により日々監視される。

サブ・ファンドはまた、ベンチマークと比べた予想実績に対する偏差によってリスクを確定している。国/デューレーション、通貨、セクター/証券の選別上の取引前リスク予算は、商品の投資プロセスの中であらかじめ定められる。投資運用会社は、定期的に、ベンチマークおよび実績目標と対照して達成されたサブ・ファンドの実績を監視し精査する。関連する場合、投資運用会社はまた、社内およびチームの目標と一致させるため資産配分およびセクター戦略の見直しも行う。

T・ロウ・プライスの定量・ポートフォリオ分析グループは、定期的に、サブ・ファンドのベンチマークからの偏差（トラッキング・エラー）から生じるサブ・ファンドの取引前リスクについて分析する。かかる数値は、妥当なリスク管理ツール（例えば、ウィルシャー・アクシオム、パークレイズ・キャピタル・ポイント）および社内開発ツールを用いて算定される。

サブ・ファンドの市場リスクは、主要構成要素（実際の市場価格の変動、金利変動および為替変動）により影響を受ける。金利および為替の変動は、後記の各項に記載される。サブ・ファンドの市場リスク・エクスポージャーは、投資有価証券明細表に記載される有価証券を言及している。

過去12カ月間の実績リターンの変動性の分析に基づき、ユーロ・ボンド・ファンドは、2010年11月30日から2011年11月30日までの期間について、同期間のベンチマークの3.59%の標準偏差と比較して年率3.50%<sup>1</sup>のリターンの標準偏差を示している。

ユーロ債市場が、2011年11月30日現在でパークレイズ・キャピタル・ユーロ総合インデックスにより表象されるように前期に5%（クーポンの支払を含む）上昇し、その他すべての変数が一定であった場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は約232,608ユーロ増加していたと思われる。この数字は、2011年11月30日現在4,890,703<sup>2</sup>ユーロであったNAVおよびこれを裏付ける過去のベータ0.951<sup>3</sup>に基づいている。逆に、比較できるベンチマーク指数が5%下落していた場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は、2011年11月30日現在のサブ・ファンドの純資産に基づき約232,608ユーロ減少していたと思われる。

2011年5月31日に終了した前財務報告期間と比較すると、ユーロ債市場が、2011年5月31日現在でパークレイズ・キャピタル・ユーロ総合インデックスにより表象されるように前年に5%（クーポンの支払を含む）上昇し、その他すべての変数が一定であった場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は約254,273ユーロ増加していたと思われる。これらの数字は、2011年5月31日現在5,506,397<sup>4</sup>ユーロであったNAVおよびこれを裏付ける過去のベータ0.924<sup>5</sup>に基づいている。逆に、比較できるベンチマーク指数が5%下落していた場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は、2011年5月31日現在のサブ・ファンドのNAVに基づき約254,273ユーロ減少していたと思われる。

ベータ係数分析の限界は、主に、過去データを参照するプロセスであることである。サブ・ファンドがベンチマークと比べた予想実績に対する偏差によってリスクを確定しており、投資運用会社は、サブ・ファンドの取引前トラッキング・エラーを定期的に計算する。トラッキング・エラー・リスクは、ベンチマークとは異なる方法で（例えば、カーブ、セクターまたは銘柄選

別法) ポートフォリオのポジショニングを行うことにより生じる。トラッキング・エラーは、インベストメント・マネジャーにとって有益ではあるものの、多少の制限も受ける。トラッキング・エラーは、通常の収益分配を想定している。最近の広報により示されるように、収益分配は一般的ではなく、そのため、トラッキング・エラーの利用は、誤解を招く可能性がある。

---

<sup>1</sup> T・ロウ・プライス提供の月次実績データに基づく。

<sup>2</sup> 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッドが提供する資産評価額。

<sup>3</sup> 過去3年間のベータ0.951 - (T・ロウ・プライス提供の月次実績データに基づく) 2011年11月末現在のファンドの実績総計対パークレイズ・キャピタル・ユーロ総合インデックス

<sup>4</sup> 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッドが提供する資産評価額。

<sup>5</sup> 過去3年間のベータ0.924 - (月次実績データに基づく) 2011年5月末現在のファンドの実績総計対パークレイズ・キャピタル・ユーロ総合インデックス

## 金利リスク

サブ・ファンドの金融資産および負債の大部分は、利息を生じる。そのため、サブ・ファンドは、市場金利の実勢レベルの変動により相当のリスクを負うことがある。金利リスクは、金利レベル、イールドカーブの勾配、イールドカーブの形状またはその他の金利関連事項の変動から生じるリスクである。

金利は、国際債券市場および金融市場の需要と供給を牽引する基本的および技術的要因により決定される。サブ・ファンドの利付金融資産および負債は、市場金利の実勢レベルの変動がファンドの財務ポジションおよびキャッシュフローに及ぼす影響に関連するリスクをファンドに負わせる。

金利リスクは、ベンチマークとの比較により管理される。金利リスク報告書は、毎日、サブ・ファンドの投資運用会社に提供される。金利リスクの負担は、満期パケット、国および通貨毎に詳述されるデュレーションの内訳およびベンチマークからの偏差により示される。格付別およびセクター別の内訳および偏差等のその他の報告書もまた、サブ・ファンドの投資運用会社に提供される。ポートフォリオ/ベンチマークの偏差は、サブ・ファンドのモデル・ポートフォリオとも比較される。

2011年11月30日現在の投資対象の持高および市場データに基づき、その他の変数が一定である場合にプラス0.5%のイールドカーブの平行移動<sup>6</sup>の変化分に対する影響により、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は直ちに約2.5%減少することになり、これは2011年11月30日現在のサブ・ファンドの純資産4,890,703<sup>7</sup>ユーロおよびサブ・ファンドの有効デュレーション5.03<sup>8</sup>に基づき、債券価格の123,001ユーロの下落に相当する。

マイナス0.5%のイールドカーブの移動の変化分に対する影響により、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は直ちに約2.5%増加することになる。2011年11月30日現在の詳細な情報については、下記の表を参照のこと。

N A Vにおける変化分に対する影響（2011年11月30日現在）

イールドカーブの移動	市場価格の変化分に対する影響	ユーロ相当額
+ 0.50%	- 2.5%	- 123,001
+ 1.00%	- 5.0%	- 246,002
- 0.50%	+ 2.5%	123,001
- 1.00%	+ 5.0%	246,002

同一の裏付けイールドカーブの移動の想定（ただし2011年5月31日現在の有効デュレーションは5.05およびサブ・ファンドの純資産は5,506,397<sup>9</sup>ユーロ）による2011年5月31日現在のN A Vにおける変化分に対する影響について、さらに下記を参照されたい。

N A Vにおける変化分に対する影響（2011年5月31日現在）

イールドカーブの移動	市場価格の変化分に対する影響	ユーロ相当額
+ 0.50%	- 2.5%	- 139,037
+ 1.00%	- 5.0%	- 278,073
- 0.50%	+ 2.5%	139,037
- 1.00%	+ 5.0%	278,073

債券ポートフォリオ内で引き継がれるリスクを攻略するため、単一デュレーション数を利用することには限界がある。有効デュレーションは、ポートフォリオ分析およびリスク管理において重要ツールではあるが、かかる単一デュレーション数は、金利の平行移動に対する債券の感応度の推定値であると認識することが重要である。有効デュレーションは多くの目的のため有益かつ便利である一方、厳格なリスク管理により、金利の変動はカーブの全域で非常に相互に関連することが多いものの、実際にはイールドカーブの勾配および形状は時を経て変化すると投資運用会社は認識しなければならない。

サブ・ファンドの方針により、投資運用会社は、日々、サブ・ファンドの全般的な金利感応度を監視する。

<sup>6</sup> イールドカーブの平行移動は、すべての債券の満期時利回りの変動が同じである移動をいう。

<sup>7</sup> 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッドが提供する資産評価額。

<sup>8</sup> T・ロウ・プライス提供の修正済みデュレーション。

<sup>9</sup> 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッドが提供する資産評価額。

## 信用リスク / 取引相手方リスク

固定利付資産（先進国の国債を含む。）は、信用リスクにさらされている。サブ・ファンドは信用リスクの負担を引き受けるが、信用リスクとは、取引相手方または発行体が期日に全額の支払を行うことができないリスクである。信用調査は、通常、セクター別投資適格社債市場の分析によって明示される。

投資プロセスにおいて、サブ・ファンドの投資領域内の投資機会を識別するための厳密な信用調査に投資運用チームは重点を置く。投資の決定は、財務書類の分析および企業の経営陣との協議に基づく。信用アナリストは自らの業種を綿密に検討し、ポートフォリオのすべての持高、ベンチマークの銘柄および投資運用会社が保有していないが保有が考えられ得る銘柄の監視について責任を有する。

サブ・ファンドのガイドラインに従い、投資対象は、スタンダード・アンド・プアーズまたはムーディーズによりBBB - / Baa3以上に格付されていることを要する。サブ・ファンドの加重平均格付はAA - / AA3以上に維持されており、サブ・ファンドのNAVの最大10%が、BBB / Baa3格の証券に投資され得る。

## サブ・ファンドの格付カテゴリー別内訳（2011年11月30日現在）

信用格付	ポートフォリオ 組入比率 (%)	指数 組入比率 (%)	差 (%)
AAA	56.68	50.84	5.84
AA	9.13	18.62	-9.49
A	22.40	22.71	-0.31
BAA	11.24	6.92	4.32
BA	0.00	0.91*	-0.91
現金	0.55	0.00	0.55
	100.00	100.00	

\* ベンチマークの下位投資格付を下回る全証券は、2011年12月1日当初（月末調整）にベンチマークをはずされていた。

## サブ・ファンドの格付カテゴリー別内訳（2011年5月31日現在）

信用格付	ポートフォリオ 組入比率 (%)	指数 組入比率 (%)	差 (%)
AAA	47.86	49.16	-1.30
AA	24.49	32.27	-7.78
A	16.43	10.80	5.63
BAA	10.33	7.77	2.56
現金	0.89	0.00	0.89
	100.00	100.00	

サブ・ファンドの主な信用リスクの集中は、債務証券にみられる。サブ・ファンドは、資産の取得時において、同一発行体により発行されたクラス証券の10%を超えて保有することはできず、サブ・ファンドの純資産の最大5%まで、同一企業の証券に投資することができる。

信用の集中は、日々、ポートフォリオ運用部門および信用分析チームによって監視される。信用エクスポージャーは、カスタマイズされた要件および基準に従い監視される。セクター / 格付、セクター / デュレーションおよび発行体等の詳細な内訳・エクスポージャー報告書ならびに業界報告書は、定期的に提供され、監視される。

取引相手方リスクに関連する信用リスクは、限定される。取引相手方リスクは、取引相手方がその締結した約定を履行することができないまたは意思がないため、サブ・ファンドに財務損失を負わせるリスクである。サブ・ファンドのすべての取引は、3日から5日の決済期間で、承認されたブローカーを用いて完了されかつ決済される。ブローカーが支払を受領した時点でのみ、販売済証券の引渡しが行われるため、決済不履行リスクは最小であると考えられる。ブローカーが証券を受け取り次第、購入に基づく支払が実行される。いずれかの当事者がその義務を履行しない場合、取引は成立しない。

投資運用会社は、定期的に、サブ・ファンドの為替先物ポジションに関する取引相手方リスク・エクスポージャー報告書を発行する。かかる報告書は、取引相手方の不履行に関連するリスクの限定を意図するものである。すべての為替取引および為替先渡しは、BBH&Co.<sup>10</sup>と共に実行される。

サブ・ファンドは、取引を行う相手方当事者に対する信用リスクにさらされ、また決済不履行リスクを負うことになる。投資運用会社は、予めダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッドが承認している取引相手方との取引のみによってサブ・ファンドに係る取引相手方リスクを最小限にする。英文目論見書にあるとおり、取引相手方は以下の条件を満たさなければならない。

a) 取引相手方は、125百万ユーロまたは外貨でそれに相当する金額を超える受益者資金を保有していること。

- b) 取引相手方の名称が、サブ・ファンドが発行する半期/年次報告書の中で開示されること。
- c) 取引相手方が少なくとも週に一度取引を評価することに同意し、かつ管理会社の請求に応じて、公正価額で取引を終えることを投資運用会社が確認していること。
- d) 店頭デリバティブに関するいずれか1社の取引相手方への当初投資額が、サブ・ファンドのNAVの5%を超えないこと。

<sup>10</sup> すべての為替取引は、副保管会社であるBBH&Co.と共に実行される。BBH&Co.の信用格付は、フィッチからA+(2011年5月:A+)の格付を得ている。

### 流動性リスク

流動性リスクは、概して、サブ・ファンドが、期日にその支払義務の全額を履行することができないもしくは履行するための十分な現金を調達することができないリスク、または著しく不利な条件でのみ当該義務を履行し得るリスクを示す。流動性リスクは、市場に十分な奥行きがないかまたは市場が混乱しているため、特定の証券またはデリバティブのポジションを容易に終了または相殺することができない場合にも、同様に適用され得る。

サブ・ファンドは、買戻可能受益証券が毎日現金で買戻されるリスクを負っている。サブ・ファンドの証券は、ヨーロッパの公認取引所に上場されているため、容易に換金可能(T+2)である。サブ・ファンドは、流動性のない証券を保有しない。

サブ・ファンドは、決済を確保するため短期の借入れを行うことができる(借入れは、サブ・ファンドのNAVの10%を超えてはならない)。当期中にかかる借入れは発生していない。先物およびオプションは許容されているが、サブ・ファンドは、2011年11月30日現在、こうした種類の証券に投資していない。為替先渡しは、サブ・ファンドの資産をヘッジするために許可されることを制限される。

サブ・ファンドの方針に従い、投資運用会社は、日々、サブ・ファンドの流動性ポジションを監視している。

2011年11月30日現在のサブ・ファンドの金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1ヵ月未満 EUR	1ヵ月～1年 EUR	1年～5年 EUR	満期日 設定無し EUR	合計 EUR
負債					
未払債務 - 1年以内支払期限到来	96,699	-	-	-	96,699
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	376	-	-	-	376
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	4,890,703	-	-	-	4,890,703
負債合計	4,987,778	-	-	-	4,987,778

2011年5月31日現在のサブ・ファンドの金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1ヵ月未満 EUR	1ヵ月～1年 EUR	1年～5年 EUR	満期日 設定無し EUR	合計 EUR
負債					
未払債務 - 1年以内支払期限到来	78,575	-	-	-	78,575
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	5,506,397	-	-	-	5,506,397
負債合計	5,584,972	-	-	-	5,584,972

### 通貨リスク

サブ・ファンドは、ユーロ以外の通貨建て資産を保有しているため、通貨リスクを負っている。他の通貨建て証券の価額は、為替レートの変動に伴い変動する。

ユーロ建て投資対象およびユーロ以外の通貨建て資産は、購入時のサブ・ファンドのNAVの15%までに限定され、通貨先渡しおよびオプションを通じたユーロに対するリスク・ヘッジが認められている。

2011年11月30日現在、サブ・ファンドは、為替先物ポジションを有しており、様々な通貨での短期国債(短期国債)取引を通じて活発な為替取引を行っている。通貨変動は買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産に影響を及ぼす可能性がある。

通貨別ポートフォリオ(%) (2011年11月30日現在)

通貨	ポートフォリオ 組入比率(%)	指数 組入比率(%)	差 (%)
ユーロ	97.67	100.00	-2.33
ポーランド・ズウォティ	1.01	0.00	1.01

ノルウェー・クローネ	0.79	0.00	0.79
英ポンド	0.53	0.00	0.53
	100.00	100.00	

## 通貨別ポートフォリオ（％）（2011年5月31日現在）

通貨	ポートフォリオ 組入比率（％）	指数 組入比率（％）	差 （％）
ユーロ	95.66	100.00	- 4.34
ノルウェー・クローネ	1.55	0.00	1.55
英ポンド	1.02	0.00	1.02
スウェーデン・クローナ	1.01	0.00	1.01
ポーランド・ズウォティ	0.76	0.00	0.76
	100.00	100.00	

サブ・ファンドの方針に従い、投資運用会社は、日々、サブ・ファンドの通貨ポジションを監視している。

サブ・ファンドの通貨エクスポージャーは、同注記4に後述されている。

## カナダ・ボンド・ファンド（T・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドが作成）

## 金融リスクの管理

サブ・ファンドの主な投資目的は、主としてカナダドル建て投資適格固定利付商品への投資を通じ、安定したインカム収益を追求し、長期的な資本成長を目指すことである。サブ・ファンドのベンチマークは、パークレイズ・キャピタル・カナダ総合インデックスである。

サブ・ファンドの資産および負債は、下記を含む金融商品で構成される。

- ・ サブ・ファンドの投資目的および投資方針に従い保有される債券を含む投資対象
- ・ サブ・ファンドの投資活動から直接発生する現金および現金等価物

サブ・ファンドの業務により、サブ・ファンドは様々な金融リスク（市場リスク（適正価額金利リスク、キャッシュフロー金利リスクおよびその他の価格リスク）、信用リスクおよび流動性リスク）にさらされる。サブ・ファンドの総合リスク管理プログラムは、金融市場が予見不可能であることを重視し、サブ・ファンドの財務実績が被り得る悪影響の最小化に努めている。

## 市場価格リスク

サブ・ファンドは、主として公認取引所に上場されまたはかかる取引所で取引される国債、国際機関債、社債、カナダ州政府により発行された債券または資産担保証券、および／または公認取引所で取引されるカナダの国内債を含む各種商品の取引を行っている。サブ・ファンドの純資産の少なくとも50%は、高品質のカナダ国債に投資されなければならない。

サブ・ファンドは、証券の空売りを行うことまたはショート・ポジションを維持することはできない。

すべての証券投資は、資本の損失リスクを提示する。サブ・ファンドの債務証券は、商品の将来価格が不確実であることによる市場価格リスクの影響を受けやすい。投資運用会社は、指定された制限の範囲内で証券およびその他の金融商品を慎重に選別することによりかかるリスクを軽減する。ポートフォリオの構築は、サブ・ファンドのガイドラインにより推進される総合的リスク・コントロールの枠組みの中で行われ、サブ・ファンドの全般的市場ポジションは、サブ・ファンドの投資運用会社により日々監視される。

サブ・ファンドは、ベンチマークと比べた予想実績に対する偏差によってリスクを確定する。国/デューレーション、セクター/証券の選別上の取引前リスク予算は、商品の投資プロセスの中であらかじめ定められる。投資運用会社は、定期的に、ベンチマークおよび実績目標と対照して達成されたサブ・ファンドの実績を監視し精査する。関連する場合、投資運用会社はまた、社内およびチームの目標と一致させるため資産配分およびセクター戦略の見直しも行う。

T・ロウ・プライスの定量・ポートフォリオ分析グループは、定期的に、サブ・ファンドのベンチマークからの偏差（トラッキング・エラー）から生じるサブ・ファンドの取引前リスクについて分析する。かかる数値は、妥当なリスク管理ツール（例えば、ウィルシャー・アクシオム、パークレイズ・キャピタル・ポイント）および社内開発ツールを用いて算定される。

サブ・ファンドの市場リスクは、主要構成要素（実際の市場価格の変動および金利変動）により影響を受ける。金利の変動は、後記の項に記載される。サブ・ファンドの市場リスク・エクスポージャーは、投資有価証券明細表に記載される有価証券を言及している。

過去12ヵ月間の実績リターンの変動性の分析に基づき、カナダ・ボンド・ファンドは、2010年11月30日から2011年11月30日までの期間について、同期間のベンチマークの3.49%の標準偏差と比較して年率2.92%のリターンの標準偏差を示している。

カナダ債市場が、2011年11月30日現在でパークレイズ・キャピタル・カナダ総合インデックスにより表象されるように前期に5%（クーポンの支払を含む。）上昇し、その他すべての変数が一定であった場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資



産は約1,995,729カナダドル増加していたと思われる。これらの数字は、2011年11月30日現在38,116,419<sup>11</sup>カナダドルであったNAVおよびこれを裏付ける過去のベータ1.047<sup>12</sup>に基づいている。逆に、比較できるベンチマーク指数が5%下落していた場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は、2011年11月30日現在のファンドの純資産に基づき約1,995,729カナダドル減少していたと思われる。

2011年5月31日に終了した前財務報告年度と比較すると、カナダ債市場が、2011年5月31日現在でパークレイズ・キャピタル・カナダ総合インデックスにより表象されるように関係する期間に5%（クーポンの支払を含む。）上昇し、その他すべての変数が一定であった場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は約2,145,417カナダドル増加していたと思われる。これらの数字は、2011年5月31日現在42,733,342<sup>13</sup>カナダドルであったNAVおよびこれを裏付ける過去のベータ1.004<sup>14</sup>に基づいている。逆に、比較できるベンチマーク指数が5%下落していた場合、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は、2011年5月31日現在のファンドの純資産に基づき約2,145,417カナダドル減少していたと思われる。

ベータ係数分析の限界は、主に、過去データを参照するプロセスであることである。サブ・ファンドがベンチマークと比べた予想実績に対する偏差によってリスクを確定しており、投資運用会社は、サブ・ファンドの取引前トラッキング・エラーを定期的に計算している。

トラッキング・エラー・リスクは、ベンチマークとは異なる方法で（例えば、カーブ、セクターまたは銘柄選別法）ポートフォリオのポジショニングを行うことにより生じる。トラッキング・エラーは、インベストメント・マネジャーにとって有益ではあるものの、多少の制限も受ける。トラッキング・エラーは、通常の収益分配を想定している。最近の広報により示されるように、収益分配は一般的ではなく、そのため、トラッキング・エラーの利用は、誤解を招く可能性がある。

<sup>11</sup> 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッドが提供する資産評価額。

<sup>12</sup> 過去3年間のベータ1.047 - ( T・ロウ・プライス提供の月次実績データに基づく ) 2011年11月30日現在のファンドの実績総計対パークレイズ・キャピタル・カナダ総合インデックス

<sup>13</sup> 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッドが提供する資産評価額。

<sup>14</sup> 過去3年間のベータ1.004 - ( T・ロウ・プライス提供の月次実績データに基づく ) 2011年5月31日現在のファンドの実績総計対パークレイズ・キャピタル・カナダ総合インデックス

## 金利リスク

サブ・ファンドの金融資産および負債の大部分は、利息を生じる。そのため、サブ・ファンドは、市場金利の実勢レベルの変動により相当のリスクを負うことがある。金利リスクは、金利レベル、イールドカーブの勾配、イールドカーブの形状またはその他の金利関連事項の変動から生じるリスクである。

金利は、国際債券市場および金融市場の需要と供給を牽引する基本的および技術的要因により決定される。サブ・ファンドの利付金融資産および負債は、市場金利の実勢レベルの変動がファンドの財務ポジションおよびキャッシュフローに及ぼす影響に関連するリスクをファンドに負わせる。

金利リスクは、ベンチマークとの比較により管理される。金利リスク報告書は、毎日、投資運用会社に提供される。金利リスクの負担は、満期バケット毎に詳述されるデュレーションの内訳およびベンチマークからの偏差により示される。

格付別およびセクター別の内訳および偏差等のその他の報告書もまた、サブ・ファンドの投資運用会社に提供される。ポートフォリオ/ベンチマークの偏差は、サブ・ファンドのモデル・ポートフォリオとも比較される。

2011年11月30日現在の投資対象の持高および市場データに基づき、その他の変数が一定である場合にプラス0.5%のイールドカーブの平行移動<sup>15</sup>の変化分に対する影響により、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は直ちに約3.3%減少することになり、これは2011年11月30日現在のサブ・ファンドの純資産額38,116,419<sup>16</sup>カナダドルおよびサブ・ファンドの有効デュレーション6.54に基づき、債券価格の1,246,407カナダドルの下落に相当する。

マイナス0.5%のイールドカーブの移動の変化分に対する影響により、買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産は直ちに約3.3%増加することになる。2011年11月30日現在の詳細な情報については、下記の表を参照のこと。

NAVにおける変化分に対する影響（2011年11月30日現在）

イールドカーブの移動	市場価格の変化分に対する影響	カナダドル相当額
+0.50%	-3.3%	-1,246,407
+1.00%	-6.5%	-2,492,814
-0.50%	+3.3%	1,246,407
-1.00%	+6.5%	2,492,814

2011年5月31日現在のサブ・ファンドの有効デュレーションを5.85とし、同一の裏付けイールドカーブの移動の想定による2011年5月31日現在のNAVにおける変化分に対する影響について、下記を参照されたい。2011年5月31日現在のファンドのNAVは、42,733,342<sup>17</sup>カナダドルであった。

## NAVにおける変化分に対する影響（2011年5月31日現在）

イールドカーブの移動	市場価格の変化分に対する影響	カナダドル相当額
+ 0.50%	- 2.9%	- 1,249,950
+ 1.00%	- 5.9%	- 2,499,901
- 0.50%	+ 2.9%	1,249,950
- 1.00%	+ 5.9%	2,499,901

債券ポートフォリオ内で引き継がれるリスクを攻略するため、単一デュレーション数を利用することには限界がある。有効デュレーションは、ポートフォリオ分析およびリスク管理において重要ツールではあるが、かかる単一デュレーション数は、金利の平行移動に対する債券の感応度の推定値であると認識することが重要である。有効デュレーションは多くの目的のため有益かつ便利である一方、厳格なリスク管理に従い、金利の変動はカーブの全域で非常に相互に関連することが多いものの、実際にはイールドカーブの勾配および形状は時を経て変化すると認識しなければならない。

サブ・ファンドの方針により、投資運用会社は、日々、サブ・ファンドの全般的な金利感応度を監視する。

<sup>15</sup> イールドカーブの平行移動は、すべての債券の満期時利回りの変動が同じである移動をいう。

<sup>16</sup> 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッドが提供する資産評価額。

<sup>17</sup> 買戻可能受益証券保有者の評価に基づいてダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッドが提供する資産評価額。

## 信用リスク / 取引相手方リスク

固定利付資産（先進国の国債を含む。）は、信用リスクにさらされている。サブ・ファンドは信用リスクの負担を引き受けるが、信用リスクとは、取引相手方または発行体が期日に全額の支払を行うことができないリスクである。信用調査は、通常、セクター別投資適格社債市場の分析によって明示される。

投資プロセスにおいて、サブ・ファンドの投資領域内の投資機会を識別するための厳密な信用調査に投資運用会社は重点を置く。投資の決定は、財務書類の分析および企業の経営陣との協議に基づく。信用アナリストは自らの業種を綿密に検討し、ポートフォリオのすべての持高、ベンチマークの銘柄およびサブ・ファンドが保有していないが保有が考えられ得る銘柄の監視について責任を有する。

サブ・ファンドのガイドラインに従い、投資対象は、国際的格付機関によりBBB - / Baa3以上に格付されていることを要する。サブ・ファンドの加重平均格付は、AA - / Aa3以上に維持されており、サブ・ファンドのNAVの最大10%が、BBB / Baa3格の証券に投資され得る。サブ・ファンドの純資産価額の最低50%は、国際的格付機関によりA / A2以上に格付されている高品質のカナダドル建て国債に投資される。

## サブ・ファンドの格付カテゴリー別内訳（2011年11月30日現在）

信用格付	ポートフォリオ 組入比率（%）	指数 組入比率（%）	差 （%）
AAA	55.54	54.14	1.40
AA	29.02	31.68	- 2.66
A	11.72	10.01	1.71
BAA	5.12	4.17	0.95
現金	- 1.4*	0.00	- 1.40
	100.00	100.00	

\* 現金は、クーポン支払の見込みのある中、決済ベースではマイナスになっていない。

## サブ・ファンドの格付カテゴリー別内訳（2011年5月31日現在）

信用格付	ポートフォリオ 組入比率（%）	指数 組入比率（%）	差 （%）
AAA	54.85	54.65	0.20
AA	27.25	29.20	- 1.95
A	12.36	12.11	0.25
BAA	5.36	4.04	1.32
現金	0.18	0.00	0.18
	100.00	100.00	

サブ・ファンドの主な信用リスクの集中は、債務証券にみられる。資産の取得時において、サブ・ファンドのNAVの5%を

超えて、政府以外の同一企業の社債に投資することはできない。さらに、サブ・ファンドの純資産の最大20%まで、カナダ州政府により発行または保証されている証券に投資することができる。

信用の集中は、日々、ポートフォリオ運用部門および信用分析チームによって監視される。信用エクスポージャーは、カスタマイズされた要件および基準に従い監視される。セクター/格付、セクター/デュレーションおよび発行体の詳細な内訳・エクスポージャー報告書ならびに業界報告書は、定期的に提供され、監視される。

取引相手方リスクに関連する信用リスクは、限定される。取引相手方リスクは、取引相手方がその締結した約定を履行することができないまたは意思がないため、サブ・ファンドに財務損失を負わせるリスクである。サブ・ファンドのすべての取引は、3日から5日の決済期間で、承認されたブローカーを用いて完了されかつ決済される。ブローカーが支払を受領した時点でのみ、販売済証券の引渡しが実行されるため、決済不履行リスクは最小であると考えられる。ブローカーが証券を受け取り次第、購入に基づく支払が実行される。いずれかの当事者がその義務を履行しない場合、取引は成立しない。

サブ・ファンドは、取引を行う相手方当事者に対する信用リスクにさらされ、また決済不履行リスクを負うことになる。投資運用会社は、予めダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジャーズ・アイルランド・リミテッドが承認している取引相手方との取引のみによってサブ・ファンドに係る取引相手方リスクを最小限にする。英文目論見書にあるとおり、取引相手方は以下の条件を満たさなければならない。

- 取引相手方は、125百万ユーロまたは外貨でそれに相当する金額を超える受益者資金を保有していること。
- 取引相手方の名称が、サブ・ファンドが発行する半期/年次報告書の中で開示されること。
- 取引相手方が少なくとも週に一度取引を評価することに同意し、かつ管理会社の請求に応じて、公正価額で取引を終えることを投資運用会社が確認していること。
- 店頭デリバティブに関するいずれか1社の取引相手方への当初投資額が、サブ・ファンドのNAVの5%を超えないこと。

#### 流動性リスク

流動性リスクは、概して、サブ・ファンドが、期日にその支払義務の全額を履行することができないもしくは履行するための十分な現金を調達することができないリスク、または著しく不利な条件でのみ当該義務を履行し得るリスクを示す。流動性リスクは、市場に十分な奥行きがないかまたは市場が混乱しているため、特定の証券またはデリバティブのポジションを容易に終了または相殺することができない場合にも、同様に適用され得る。

サブ・ファンドは、買戻可能受益証券が毎日現金で買戻されるリスクを負っているが、キャッシュフローに関する制限に従う義務はない。サブ・ファンドの証券は、公認取引所に上場されているため、容易に換金可能(T+2)である。サブ・ファンドは、流動性のない証券を保有しない。

サブ・ファンドは、決済を確保するため短期の借入れを行うことができる(借入れは、サブ・ファンドのNAVの10%を超えてはならない)。当期中にかかる借入れは発生していない。先物およびオプションは許容されているが、サブ・ファンドは、2011年11月30日現在、こうした種類の証券に投資していない。

サブ・ファンドの方針に従って、投資運用会社は日々ベースでサブ・ファンドの流動性ポジションを監視する。以下の表は、サブ・ファンドの資産および負債を分析し、債券の満期日までの残存期間に基づき該当満期別にグループ化したものである。

2011年11月30日現在のサブ・ファンドの金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1 ヶ月未満 CAD	1 ヶ月～1年 CAD	1年～5年 CAD	満期日 設定無し CAD	合計 CAD
負債					
未払債務 - 1年以内支払期限到来	316,674	-	-	-	316,674
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	38,116,419	-	-	-	38,116,419
負債合計	38,433,093	-	-	-	38,433,093

2011年5月31日現在のサブ・ファンドの金融負債の満期プロフィールは、以下のとおりであった。

	1 ヶ月未満 CAD	1 ヶ月～1年 CAD	1年～5年 CAD	満期日 設定無し CAD	合計 CAD
負債					
未払債務 - 1年以内支払期限到来	291,949	-	-	-	291,949
買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産	42,733,342	-	-	-	42,733,342
負債合計	43,025,291	-	-	-	43,025,291

#### 通貨リスク

サブ・ファンドは、カナダドル以外の通貨建て資産を保有しない。

すべてのサブ・ファンドの投資証券および現金の通貨エクスポージャーは、以下のとおりである。

ユーロ・ボンド・ファンド	2011年11月30日	2011年5月31日
	EUR	EUR
英ポンド	25,704	56,444
ノルウェー・クローネ	38,732	85,869
ポーランド・ズウォティ	49,605	66,497
スウェーデン・クローナ	-	55,729
合計	<u>114,041</u>	<u>264,539</u>

オーストラリア・ボンド・ファンド	2011年11月30日	2011年5月31日
	A U D	A U D
ユーロ	6	6
合計	6	6

米国優先証券ファンド	2011年11月30日	2011年5月31日
	U S \$	U S \$
ユーロ	6	6
日本円	1,718	1,642
合計	1,724	1,648

## 5. 外貨を含む現金預金

現金残高は、B B H & C o . に保有され、またオーストラリア・ボンド・ファンドの負担する証拠金258,466豪ドル(2011年5月31日: 82,813豪ドル)は、マクワイア・バンク・リミテッド、オーストラリアに保有されている。先物契約に係る証拠金は、サブ・ファンドがこれら持高をクローズするかかる時点まで引出制限を課せられることがある。

## 6. 未収債権

	E U R	A U D	C A D	U S \$
未収利息	9	3,041	70	11
ファンド受益証券発行未収金	-	134,512	72,800	-
投資有価証券売却未収金	6,865	-	-	1,522,667
その他の資産	-	-	70,858	-
2011年11月30日現在	6,874	137,553	143,728	1,522,678

	E U R	A U D	C A D	U S \$
未収利息	20	3,809	54	50
その他の資産	-	-	75,926	-
2011年5月31日現在	20	3,809	75,980	50

## 7. 未払債務 - 1年以内支払期限到来

	E U R	A U D	C A D	U S \$
ファンド受益証券買戻未払金	10,338	209,614	199,795	158,638
投資有価証券購入未払金	33,236	-	-	-
未払報酬引当金(注9)	47,326	144,704	116,879	109,773
未払分配金	5,799	252,369	-	91,960
2011年11月30日現在	96,699	606,687	316,674	360,371

	E U R	A U D	C A D	U S \$
ファンド受益証券買戻未払金	11,322	68,286	173,797	127,172
投資有価証券購入未払金	30,170	1,212,732	-	1,153,944
未払報酬引当金(注9)	26,265	132,939	118,152	62,907
未払分配金	10,818	253,083	-	103,995
その他の負債	-	2,345	-	-
2011年5月31日現在	78,575	1,669,385	291,949	1,448,018

## 8. 期中発行および買戻しの買戻可能受益証券

	ユーロ・ bond・ ファンド (口)	オーストラリア・ bond・ ファンド (口)	カナダ・ bond・ ファンド (口)	米国 優先証券 ファンド (口)
期首現在発行済受益証券数	568,970	6,172,520	4,224,540	5,188,550
発行受益証券数	22,100	669,040	31,900	20,000
買戻受益証券数	(63,910)	(686,230)	(589,250)	(610,530)
2011年11月30日現在発行済受益証券数	527,160	6,155,330	3,667,190	4,598,020

	ユーロ・ bond・ ファンド (口)	オーストラリア・ bond・ ファンド (口)	カナダ・ bond・ ファンド (口)	米国 優先証券 ファンド (口)
期首現在発行済受益証券数	670,180	6,898,850	5,000,360	6,262,290
発行受益証券数	24,000	98,790	4,690	72,240
買戻受益証券数	(125,210)	(825,120)	(780,510)	(1,145,980)
2011年5月31日現在発行済受益証券数	568,970	6,172,520	4,224,540	5,188,550

## 9. 報酬および費用

各サブ・ファンドは、以下の年率で、毎日発生し毎月後払いで支払われる月次報酬を管理会社に支払う。

毎月分配ユーロ・bond・ファンドおよび毎月分配オーストラリア・bond・ファンド

NAVの年率0.60%

毎月分配カナダ・bond・ファンド

NAV100,000,000カナダドル以下の場合：0.61%

NAV100,000,000カナダドル超の場合：0.67%

毎月分配 米国優先証券ファンド

NAV100,000,000米ドル以下の場合：0.60%

NAV100,000,000米ドル超500,000,000米ドル以下の場合：0.61%

NAV500,000,000米ドル超1,000,000,000米ドル以下の場合：0.66%

NAV1,000,000,000米ドル超の場合：0.71%

この報酬の中から管理会社は、販売会社および代行協会の報酬を支払う。代行協会は0.10%の年率で報酬を受領し、販売会社は残高を受領する。

管理会社はまた、各サブ・ファンドの資産から、毎日発生し毎月後払いされる、以下の料率の年次管理事務代行報酬を受領する。

毎月分配ユーロ・bond・ファンド

NAV100,000,000ユーロ以下の場合：0.13%

NAV100,000,000ユーロ超1,000,000,000ユーロ以下の場合：0.115%

NAV1,000,000,000ユーロ超の場合：0.10%

毎月分配オーストラリア・bond・ファンド

NAV200,000,000豪ドル以下の場合：0.13%

NAV200,000,000豪ドル超1,000,000,000豪ドル以下の場合：0.115%

NAV1,000,000,000豪ドル超の場合：0.10%

毎月分配カナダ・bond・ファンド

NAV100,000,000カナダドル以下の場合：0.12%

NAV100,000,000カナダドル超の場合：0.11%

毎月分配 米国優先証券ファンド

NAV100,000,000米ドル以下の場合：0.11%

NAV100,000,000米ドル超の場合：0.10%

管理会社は、各サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドのNAVの0.06%の料率で、毎日発生し毎月後払いで支払われる年次報酬を受託会社に支払う。受託会社は、その業務遂行上負担した現金支出費のすべてを、サブ・ファンドの資産から払戻しを受ける権利を有する。

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、投資運用会社に以下の料率で年次報酬を支払う。かかる報酬はサブ・ファンドのNAVに基づいて、毎日発生し毎月後払いで支払われる。

毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド

- NAV250,000,000ユーロ以下の場合：0.50%
- NAV250,000,000ユーロ超500,000,000ユーロ以下の場合：0.45%
- NAV500,000,000ユーロ超の場合：0.40%

毎月分配オーストラリア・ボンド・ファンド

- NAV500,000,000豪ドル以下の場合：0.50%
- NAV500,000,000豪ドル超1,000,000,000豪ドル以下の場合：0.45%
- NAV1,000,000,000豪ドル超の場合：0.40%

毎月分配カナダ・ボンド・ファンド

- NAV100,000,000カナダドル以下の場合：0.50%
- NAV100,000,000カナダドル超の場合：0.45%

毎月分配 米国優先証券ファンド

- NAV500,000,000米ドル以下の場合：0.60%
- NAV500,000,000米ドル超1,000,000,000米ドル以下の場合：0.55%
- NAV1,000,000,000米ドル超の場合：0.50%

投資運用会社はその報酬の中から、管理会社の承認を得て投資運用会社が任命したすべての投資顧問会社に報酬を支払う。管理会社は、各サブ・ファンドの資産から、印刷費、監査報酬、法務報酬、配達料金、投資運用会社の合理的旅費、および通信費を含む管理会社の一般管理費の全額の払戻しを受ける権利を有する。通常の商業レートで請求されるかかる費用の合計額は、各サブ・ファンドにとって大きな負担となる場合があることを投資家にアドバイスする。

未払報酬は、以下のとおりである。

	EUR	AUD	CAD	US\$
受託会社報酬	250	3,053	1,915	1,547
販売会社報酬	2,081	25,446	16,194	12,897
代行協会員報酬	412	5,084	3,171	2,572
投資運用報酬	1,252	25,441	9,530	15,469
投資顧問報酬	825	-	6,343	-
管理事務代行報酬	540	6,615	3,830	2,836
副保管費用	1,573	1,953	-	612
監査報酬	3,829	36,629	31,151	27,192
その他の費用	36,564	40,483	44,745	46,648
2011年11月30日	47,326	144,704	116,879	109,773

	EUR	AUD	CAD	US\$
受託会社報酬	287	3,071	2,193	2,001
販売会社報酬	2,389	25,590	18,658	16,681
代行協会員報酬	471	5,119	3,639	3,327
投資運用報酬	1,440	25,591	10,998	20,008
投資顧問報酬	943	-	7,278	-
管理事務代行報酬	620	6,654	4,386	3,668
副保管費用	680	520	-	332
監査報酬	2,552	24,397	20,771	18,127
その他の費用	16,883	41,997	50,229	(1,237)
2011年5月31日	26,265	132,939	118,152	62,907

10. 損益を通じて公正価値で測定する金融資産および負債に係る純利益

2011年11月30日に終了した期間の投資活動における純利益は、以下のとおりである。

2011年11月30日	EUR	AUD	CAD	US\$
以下からの実現純(損)益：				
- 受取配当金	-	-	-	92,300

- 受取利息	107,426	1,891,395	854,374	938,652
- 投資証券および通貨	(4,821)	651,536	301,712	(934,725)
- 純収益平準化	4,355	87,730	(140,291)	(40,228)
- 純資本平準化	(543)	722	(131,198)	-
- 先物契約	-	(257,440)	-	-
- 先渡為替契約	(472)	-	-	-
	105,945	2,373,943	884,597	55,999
以下からの未実現(損)益の変動純額:				
- 投資証券および通貨	(205,522)	1,437,606	783,172	(3,296,769)
- 先物契約	-	(86,910)	-	-
- 先渡為替契約	(214)	-	-	-
	(205,736)	1,350,696	783,172	(3,296,769)
損益を通じて公正価値で測定する金融資産・ 負債に係る純(損)益	(99,791)	3,724,639	1,667,769	(3,240,770)

2010年11月30日に終了した期間の投資活動における純(損)益は、以下のとおりである。

2010年11月30日	EUR	AUD	CAD	US\$
以下からの実現純(損)益:				
- 受取配当金	-	-	-	104,978
- 受取利息	132,550	2,087,992	1,068,152	1,125,516
- 投資証券および通貨	65,689	102,513	249,779	(2,635,839)
- 純収益平準化	(3,952)	7,892	(65,901)	-
- 純資本平準化	(5,076)	(10,159)	(65,449)	(34,016)
- 先物契約	-	63,715	-	-
- 先渡為替契約	(5,963)	-	-	-
	183,248	2,251,953	1,186,581	(1,439,361)
以下からの未実現(損)益の変動純額:				
- 投資証券および通貨	(191,184)	(133,361)	568,494	4,517,024
- 先物契約	-	31,004	-	-
- 先渡為替契約	830	-	-	-
	(190,354)	(102,357)	568,494	4,517,024
損益を通じて公正価値で測定する金融資産・ 負債に係る純(損)益	(7,106)	2,149,596	1,755,075	3,077,663

## 11. 利害関係者間取引

通常の取引で生じた以外に利害関係者とのいかなる取引も存在しなかった。管理会社、投資運用会社および関連会社は、財務報告基準(FRS)第8号の下で利害関係者であるとみなされる。当期中に利害関係者に支払われた報酬は、運用計算書上に開示されている。期末現在の利害関係者への未払金額は、注記9に開示されている。

## 12. 分配方針

管理会社は、各サブ・ファンドが受領したすべての純利息、配当およびその他の収益から分配を毎月宣言する意向である。ただし、信託証書に定める規定に従って適当な調整を行うことを条件とする。管理会社はまた、毎月または管理会社が決定するその他の時期に、各サブ・ファンドの実現および未実現売買益から実現および未実現売買損を差し引いた額を、受益者に分配することができる。

分配は各月の最終営業日に宣言され、カナダ・ボンド・ファンド(各月の15日に分配が宣言され、当該日が営業日でない場合には前営業日に宣言され、分配落日の翌営業日に支払われる。)を除く各サブ・ファンドの場合、日本で販売される受益証券に関しては販売会社に対して、分配落日直後の第2営業日に支払われる。分配は、分配落日の前営業日が終了した時点で受益者名簿に記載されている受益者に対して支払われる。

2011年11月30日に終了した6ヵ月間の分配金は、以下のとおりであった。

1口当たり 分配金	分配金額	1口当たり 分配金	分配金額
EUR	EUR	AUD	AUD



2011年6月	0.019	10,686	0.041	250,333
2011年7月	0.019	10,573	0.041	243,204
2011年8月	0.011	6,254	0.041	238,887
2011年9月	0.011	6,020	0.041	245,757
2011年10月	0.011	5,915	0.041	253,184
2011年11月	0.011	5,799	0.041	252,369
合計		<u>45,247</u>		<u>1,483,734</u>

	C A D	C A D	U S \$	U S \$
2011年6月	0.022	91,455	0.020	101,092
2011年7月	0.022	89,063	0.020	100,117
2011年8月	0.022	87,860	0.020	97,628
2011年9月	0.022	85,669	0.020	96,019
2011年10月	0.022	83,639	0.020	93,799
2011年11月	0.022	81,633	0.020	91,960
合計		<u>519,319</u>		<u>580,615</u>

2010年11月30日に終了した6ヵ月間の分配金は、以下のとおりであった。

	1口当たり 分配金	分配金額	1口当たり 分配金	分配金額
	E U R	E U R	A U D	A U D
2010年6月	0.019	12,395	0.041	279,416
2010年7月	0.019	12,567	0.041	274,238
2010年8月	0.019	12,198	0.041	270,188
2010年9月	0.019	11,947	0.041	269,436
2010年10月	0.019	11,879	0.041	269,309
2010年11月	0.019	11,565	0.041	267,760
合計		<u>72,551</u>		<u>1,630,347</u>

	C A D	C A D	U S \$	U S \$
2010年6月	0.022	109,006	0.025	154,123
2010年7月	0.022	107,744	0.025	145,427
2010年8月	0.022	105,125	0.025	143,179
2010年9月	0.022	103,827	0.025	141,785
2010年10月	0.022	102,074	0.025	140,356
2010年11月	0.022	101,264	0.025	139,318
合計		<u>629,040</u>		<u>864,188</u>

## 13. 純資産額の推移

	EUR	AUD	CAD	US\$
2011年11月30日				
NAV	€ 4,890,703	AUD 61,948,882	CAD 38,116,419	US\$ 30,561,198
受益証券数(口)	527,160	6,155,330	3,667,190	4,598,020
1口当たりNAV	€ 9.28	AUD 10.06	CAD 10.39	US\$ 6.65
2011年5月31日				
NAV	€ 5,506,397	AUD 60,293,832	CAD 42,733,342	US\$ 38,788,229
受益証券数(口)	568,970	6,172,520	4,224,540	5,188,550
1口当たりNAV	€ 9.68	AUD 9.77	CAD 10.12	US\$ 7.48
2010年11月30日				
NAV	€ 5,961,915	AUD 62,915,944	CAD 46,225,263	US\$ 39,700,826
受益証券数(口)	607,370	6,524,030	4,564,390	5,572,730
1口当たりNAV	€ 9.82	AUD 9.64	CAD 10.13	US\$ 7.12

## 14. 税金

ファンドは、1997年統合租税法の第739条Bに定義される投資信託として適格性を有している。その収益および利益に対してアイルランドの税金を課せられることがない。

「課税事由」が発生した場合には、税金が発生し得る。課税事由には、受益者への分配金支払、または受益証券の換金、買戻しもしくは譲渡が含まれる。以下に関して、課税事由についてファンドに税金は生じない。

- 1) アイルランド非居住者および課税事由発生時にアイルランドに通常居住していない受益者。ただし、必要な署名入り法定申告書がファンドによって保持されなければならない。
- 2) 一定のアイルランド居住の免税投資家。ただし、必要な署名入り法定申告書がファンドに提供されていない限り、ファンドが受領する受取配当金、受取利息およびキャピタル・ゲイン(もしあれば)には、投資国が徴税する還付不能の源泉税が課せられることがある。

## 15. ソフト・コミッション協定

ファンドは、いかなるソフト・コミッション協定も締結していない。

## 16. 比較数値

運用計算書および買戻可能受益証券保有者に帰属する純資産の変動計算書上の比較数値は、2010年11月30日に終了した6ヵ月間のものである。サブ・ファンドの直近の会計年度末である2011年5月31日現在の比較数値が、資産・負債計算書に用いられている。

## 17. 後発事象

当期末後に、財務書類上で開示を要求されるその他の事象は生じなかった。

[次へ](#)

## （２）投資有価証券明細表等

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ  
 毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド  
 投資有価証券明細表  
 2011年11月30日現在

	名目保有高	公正価額 (ユーロ)	純資産比率 (%)
<b>債務証券</b>			
<b>オーストリア</b>			
Austria Government 3.8% 20-Oct-13	18,000	18,689	0.38
Austria Government 4% 15-Sep-16	37,000	39,014	0.80
Austria Government 4.35% 15-Mar-19	27,000	28,780	0.59
Austria Government 3.5% 15-Sep-21	28,000	28,076	0.57
Austria Republic 6.25% 15-Jul-27	7,000	8,888	0.18
Telekom Finance 6.375% 29-Jan-16	5,000	5,375	0.11
		<hr/>	<hr/>
		128,822	2.63
<b>ベルギー</b>			
Belgium Government 3.5% 28-Jun-17	21,000	19,985	0.41
Belgium Kingdom 8% 28-Mar-15	89,000	99,128	2.03
Belgium Kingdom 4.25% 28-Sep-21	7,000	6,577	0.13
Belgium Kingdom 5% 28-Mar-35	38,000	36,714	0.75
		<hr/>	<hr/>
		162,404	3.32
<b>ブラジル</b>			
Brazil Government 11% 26-Jun-17	11,000	14,863	0.30
		<hr/>	<hr/>
		14,863	0.30
<b>カナダ</b>			
Royal Bank of Canada 4.625% 22-Jan-18	50,000	55,598	1.14
		<hr/>	<hr/>
		55,598	1.14
<b>チェコ共和国</b>			
Czech Republic Government 4.125% 18-Mar-20	12,000	12,044	0.25
		<hr/>	<hr/>
		12,044	0.25
<b>フランス</b>			
CSE Damort Dette 3.75% 25-Oct-20	26,000	26,153	0.53
France Government 5% 25-Apr-12	254,000	258,333	5.29
France Government 3.75% 25-Apr-21	27,000	27,966	0.57
France Government 6% 25-Oct-25	42,000	52,261	1.07
France Government 4.75% 25-Apr-35	37,000	41,244	0.84
France Government 5.75% 25-Oct-32	68,000	84,686	1.73
GDF Suez 5.625% 18-Jan-16	5,000	5,517	0.11
HSBC France Covered Bond 3.375% 20-Jan-17	50,000	50,460	1.04
PPR SA 8.625% 03-Apr-14	5,000	5,636	0.12
RCI Banque 3.25% 17-Jan-14	8,000	7,780	0.16
RCI Banque 4.375% 27-Jan-15	4,000	3,874	0.08
Sanofi Aventis 3.125% 10-Oct-14	3,000	3,130	0.06
Sanofi Aventis 4.5% 18-May-16	5,000	5,487	0.11
		<hr/>	<hr/>
		572,527	11.71

	名目保有高	公正価額 (ユーロ)	純資産比率 (%)
債務証券(続き)			
ドイツ			
Deutsche Bank AG 5.125% 31-Jan-13	7,000	7,111	0.15
Deutsche Genossen Hypobk 4% 31-Oct-16	50,000	54,037	1.10
Eurohypo AG 3.875% 21-Nov-16	49,000	51,887	1.06
Germany Government 5% 04-Jan-12	513,000	515,003	10.53
Germany Government 4.25% 04-Jan-14	171,000	184,972	3.78
Germany Government 6% 20-Jun-16	17,000	20,666	0.42
Germany Government 1.25% 14-Oct-16	27,000	27,131	0.55
Germany Government 2.5% 04-Jan-21	182,000	187,645	3.84
Germany Government 5.5% 04-Jan-31	29,000	39,054	0.80
Germany Government 4% 04-Jan-37	153,000	180,452	3.69
Germany T-Bill 0% 14-Dec-11	80,000	79,974	1.64
Man AG 7.25% 20-May-16	3,000	3,497	0.07
Merck Financial Services 4.875% 27-Sep-13	3,000	3,164	0.06
Merck Financial Services 3.375% 24-Mar-15	6,000	6,197	0.13
VW Bank 2.375% 28-Jun-13	10,000	10,125	0.21
		1,370,915	28.03
ガーンジー			
Credit Suisse 6.375% 07-Jun-13	20,000	20,550	0.42
		20,550	0.42
アイルランド			
Cloverie Plc FRN 24-Jul-39	50,000	48,303	0.99
GE Capital Euro 5.25% 18-May-15	15,000	16,062	0.33
		64,365	1.32
イタリア			
BCA MPS 4.75% 30-Apr-14	50,000	44,604	0.91
Enel 5.25% 14-Jan-15	12,000	12,031	0.25
Italy Government 2% 01-Jun-13	46,000	42,888	0.88
Italy Government 4.25% 01-Aug-14	38,000	35,180	0.72
Italy Government 4.25% 01-Feb-15	76,000	69,187	1.41
Italy Government 5.25% 01-Aug-17	31,000	27,938	0.57
Italy Government 3.75% 01-Mar-21	163,000	128,934	2.64
Italy Government 6% 01-May-31	183,000	152,695	3.11
Italy Government 5% 01-Sep-40	9,000	6,879	0.14
Lottomatica SPA 5.375% 05-Dec-16	50,000	45,298	0.93
Telecom Italia 5.25% 10-Feb-22	50,000	38,165	0.78
Unicredit SPA 4.25% 29-Jul-16	50,000	46,811	0.96
		650,610	13.30
ジャージー(チャネル諸島)			
UBS AG Jersey FRN 16-Sep-19	8,000	6,981	0.14
		6,981	0.14
ルクセンブルグ			
Finmeccanica Fin 5.75% 12-Dec-18	15,000	12,162	0.25
Gaz Capital 6.605% 13-Feb-18	50,000	53,618	1.10
		65,780	1.35

名目保有高	公正価額 (ユーロ)	純資産比率 (%)
債務証券(続き)		
メキシコ		
Mexico Government 4.25% 14-Jul-17	15,000	0.31
	15,188	0.31
オランダ		
Allianz Finance II FRN 13-Jan-25	14,000	0.29
Bank Nederlandse Gemeenten 4.125% 28-Jun-16	26,000	0.57
Deutsche Telecom 4.25% 16-Mar-20	10,000	0.21
E.On International Finance 5.5% 19-Jan-16	16,000	0.37
Netherlands Government 3.5% 15-Jul-20	5,000	0.11
Netherlands Government 5.5% 15-Jan-28	34,400	0.92
Repsol International Finance 4.625% 08-Oct-14	11,000	0.23
	131,805	2.70
ノルウェー		
Norway T-Bill 0% 21-Dec-11	437,000	1.15
	56,217	1.15
ポーランド		
Poland Government 4.75% 25-Apr-12	80,000	0.36
Poland Government 5.75% 23-Sep-22	144,000	0.65
	49,412	1.01
スペイン		
BBVA 3.625% 18-Jan-17	100,000	1.87
BBVA Senior Fin 4.875% 23-Jan-14	50,000	0.99
Gas Natural Capital Market 5.25% 09-Jul-14	50,000	1.04
Spain Government 4.4% 31-Jan-15	88,000	1.73
Spain Government 4.6% 30-Jul-19	48,000	0.90
Spain Government 5.75% 30-Jul-32	72,000	1.33
	384,562	7.86
国際機関		
Eurofima 4% 27-Oct-21	50,000	1.09
European Investment Bank 4.75% 15-Oct-17	100,000	2.24
	162,698	3.33
スウェーデン		
Ericsson LM Tel 5.375% 27-Jun-17	50,000	1.13
Nordea Hypotek 3.5% 18-Jan-17	50,000	1.07
	107,553	2.20
イギリス		
Barclays Bank Plc 5.25% 27-May-14	50,000	1.05
Barclays Bank Plc 4% 07-Oct-19	50,000	1.05
Experian Finance 4.75% 04-Feb-20	50,000	1.07
HSBC Holdings 6% 10-Jun-19	50,000	1.00
Lloyds TSB Bank 6.375% 17-Jun-16	50,000	1.03
Nationwide Building Society 4.375% 28-Feb-22	50,000	1.04
Natl Grid Plc 5% 02-Jul-18	15,000	0.34
Standard Chartered Bank 5.875% 26-Sep-17	50,000	0.97

	名目保有高	公正価額 (ユーロ)	純資産比率 (%)
債務証券(続き)			
イギリス(続き)			
UK T-Bill 0% 05-Mar-12	22,000	25,674	0.52
		394,796	8.07
アメリカ合衆国			
Bank of America 4.625% 07-Feb-17	50,000	38,236	0.78
BMW US Capital 6.375% 23-Jul-12	15,000	15,486	0.32
Citigroup Inc 3.5% 05-Aug-15	50,000	46,543	0.95
Citigroup Inc FRN 10-Feb-19	10,000	7,767	0.16
GE Capital Trust IV 4.625% 15-Sep-66	50,000	39,250	0.80
Goldman Sachs Group 6.375% 02-May-18	40,000	37,868	0.77
JPM Chase and Co FRN 12-Nov-19	50,000	44,112	0.90
Morgan Stanley 5.5% 02-Oct-17	50,000	42,853	0.88
New York Life 4.375% 19-Jan-17	50,000	52,498	1.07
Pemex Project 6.25% 05-Aug-13	20,000	21,050	0.43
Pemex Project 6.375% 05-Aug-16	15,000	16,170	0.33
Roche Holdings 4.625% 04-Mar-13	4,000	4,162	0.09
		365,995	7.48
債務証券合計		4,793,685	98.02
	ノーショナル ・コスト (ユーロ)	未実現 利益 (ユーロ)	未実現 (損失) (ユーロ)
先渡為替契約			
ノルウェー・クローネ			
Short forward currency contracts 21-Dec-11	(17,661)	169	-
スウェーデン・クローナ			
Long forward currency contracts 21-Dec-11	28,150	226	-
Short forward currency contracts 21-Dec-11	(28,000)	-	(376)
先渡為替契約に係る未実現(損)益合計		395	(376)

ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ  
 毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド  
 組入証券変動明細表  
 2011年11月30日現在

	名目取得高	名目売却高
Austria Government 3.8% 20-Oct-13	-	110,000
BBVA Senior Fin 4.875% 23-Jan-14	50,000	-
Belgium Government 3.25% 28-Sep-16	-	57,000
Belgium Kingdom 5% 28-Sep-12	-	118,000
Belgium Kingdom 8% 28-Mar-15	89,000	-
CSE Damort Dette 3.625% 25-Apr-15	-	57,000
France Government 5% 25-Apr-12	254,000	-
France Government 4% 25-Apr-13	-	230,000
France Government 4% 25-Oct-14	-	122,000
France Government 5.75% 25-Oct-32	-	63,000
Germany Government 5% 04-Jan-12	513,000	-
Germany Government 4.25% 04-Jan-14	171,000	59,000
Germany Government 6% 20-Jun-16	53,000	-
Germany Government 3% 04-Jul-20	-	100,000
Germany Government 2.5% 04-Jan-21	152,000	111,000
Germany Government 4% 04-Jan-37	58,000	-
Germany T-Bill 0% 27-Jul-11	122,000	-
Germany T-Bill 0% 24-Aug-11	194,000	102,000
Germany T-Bill 0% 28-Sep-11	122,000	122,000
Germany T-Bill 0% 26-Oct-11	122,000	122,000
Germany T-Bill 0% 23-Nov-11	190,000	90,000
Germany T-Bill 0% 14-Dec-11	80,000	-
Norway T-Bill 0% 21-Sep-11	435,000	-
Norway T-Bill 0% 21-Dec-11	437,000	-
Santander International Debt 4.125% 04-Oct-17	-	50,000
Societe Generale 6.125% 20-Aug-18	-	50,000
Sweden T-Bill 0% 21-Sep-11	1,240,000	-
Sweden T-Bill 0% 21-Dec-11	745,000	745,000
Telefonica 3.661% 18-Sep-17	-	50,000
UK T-Bill 0% 12-Sep-11	48,000	-
UK T-Bill 0% 21-Nov-11	47,000	-
Unicredit SPA 4.375% 10-Feb-14	-	50,000
Westpac Banking Corp 4.875% 28-Sep-12	-	50,000

注：通常の事業活動において、すべての投資有価証券は満期を迎えた。

上記の表は、中央銀行の規則に基づき要求される、期間中の投資有価証券の変動計算書を表章する。同表は、当期中における取得有価証券の上位20銘柄および売却有価証券の上位20銘柄を表示している。同表は、期首現在保有高および期末現在保有高間の調整について表示するものではない。

[次へ](#)

## 4 管理会社の概況

### (1) 資本金の額

授權資本金は40万英ポンド(約4,792万円)です。2011年12月末日現在、払込済株式資本は、40万英ポンド(約4,792万円)です。

(注)英ポンドの円貨換算は、2011年12月末日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1英ポンド=119.81円)によります。

### (2) 事業の内容及び営業の状況

管理会社は、投資信託業務を行うことを主たる目的とします。ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却、申込みおよび交換ならびにファンド資産に直接または間接に付随するすべての権利の行使を含む管理運用業務を行います。

管理会社は、ファンドの資産の運用について管理会社に投資運用業務を提供する投資運用会社としてT・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッドを任命しています。

管理会社は、信託証書の終了まで、管理会社として行為するものとしますが、アイルランド中央銀行が承認する他の会社のために辞任する権利を有します。( )管理会社が清算手続(受託会社により予め書面をもって承認される条件に従って組織変更または合併の目的で行う任意清算を除き)に入った場合、または管理会社の資産に管財人が選任された場合、または( )十分な理由に基づき受託会社が管理会社の変更が受益者の利益にとって好ましいという意見を書面をもって述べた場合、または( )受益者が特別決議をもって管理会社が退任すべき旨を決定した場合、受託会社は、( )の場合には直ちに、( )および( )の場合は3か月経過後、(アイルランド中央銀行の承認に基づき)後任の管理会社を任命しますが、信託証書を終了し、ファンドを解散することもできます。アイルランド中央銀行は、管理会社を、退任させるかまたは交替させることができます。管理会社は、自己の故意による違法行為または過失についてのみ責任を負い、それ以外の場合は、信託証書に基づき管理会社が行う活動の結果生じる損失について、受託会社、ファンドまたは受益者に対し責任を負いません。特に、管理会社は、投資運用会社またはその副投資顧問会社の助言に基づく善意により行うことについて責任を負いません。管理会社は、管理会社がその職務の適切な遂行において、(管理会社の過失または故意による違法行為を理由とする場合は別として)管理会社が被る一切の行為、実費、請求、損失、損害および費用についてファンドに対し、賠償責任を負いません。

管理会社の取締役は、本書中の情報に対して責任を負います。取締役の知りまたは信じる限りにおいて、本書中の情報は事実に基づくものであり、かかる情報の意味に影響を与え得る事項は省略されていません(取締役はこれらの点が確保されるよう、あらゆる合理的な注意を払います)。取締役はこれに従った責任を負います。

信託証書は、アイルランド中央銀行の承認に基づき、管理会社が、管理会社の職務を他の当事者に委託することを許容しています。管理会社は、販売会社をファンドの販売会社として任命しています。

管理会社は、また、ファンドおよび各ポートフォリオのために管理会社の管理事務業務を遂行します。

2011年12月末日現在、管理会社は、以下の5本のファンドの管理および運用を行っています(純資産額の合計額はそれぞれ3,331,449,076.82米ドル、1,788,786,084.90豪ドル、193,817,845.36ユーロ、78,674,270.79カナダドル、864,429,178.20ニュージーランド・ドルです。)



設立国	種別	本数	純資産額の合計額(通貨別)
アイルランド	MMF	1	2,859,951,045.55米ドル
			1,692,804,209.17豪ドル
			188,843,842.39ユーロ
			40,564,837.07カナダドル
			784,200,735.34ニュージーランド・ドル
アイルランド	その他	4	471,498,031.27米ドル
			95,981,875.73豪ドル
			4,974,002.97ユーロ
			38,109,433.72カナダドル
			80,228,442.86ニュージーランド・ドル

## (3) その他

本書提出前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

[次へ](#)

・その他の訂正

(注) 下線または傍線の部分は訂正部分を示します。

## 第二部 ファンド情報

### 第1 ファンドの状況

#### 1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

管理会社の概要

( ) 大株主の状況

< 訂正前 >

(2011年9月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
ダイワ・セキュリティーズ・トラ スト・ヨーロッパ・リミテッド (Daiwa Securities Trust Europe Limited)	アイルランド共和国、ダブリン2、ハー コート・ロード、ハーコート・セン ター、ブロック5、レベル3 (Level 3, Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2, Ireland)	399,999株	99.99%

< 訂正後 >

(2011年12月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
ダイワ・セキュリティーズ・トラ スト・ヨーロッパ・リミテッド (Daiwa Securities Trust Europe Limited)	アイルランド共和国、ダブリン2、ハー コート・ロード、ハーコート・セン ター、ブロック5、レベル3 (Level 3, Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2, Ireland)	399,999株	99.99%

## 2 投資方針

### （４）分配方針

#### < 訂正前 >

管理会社は、英文目論見書の規定にしたがって、ファンドが受領した純受取利息、配当およびその他の利益から、毎月の分配（ただし、信託証書に定める規定に基づいて適当な調整を行うことを条件とします。）を宣言する予定です。ただし、将来の分配金およびその金額について保証するものではありません。また管理会社は、毎月、または管理会社が決定したその他の時期に、ファンドの実現および未実現売買益（キャピタル・ゲイン）から実現および未実現売買損を差し引いた額を、受益者に分配することができます。さらに、分配に回さないファンドの利益および純売買益は、ファンドの投資方針にしたがって再投資するものとします。

（後 略）

#### < 訂正後 >

管理会社は、英文目論見書の規定にしたがって、ファンドが受領した純受取利息、配当およびその他の利益から、毎月の分配（ただし、信託証書に定める規定に基づいて適当な調整を行うことを条件とします。）を宣言する予定です。ただし、将来の分配金およびその金額について保証するものではありません。分配が行われないこともあります。また管理会社は、毎月、または管理会社が決定したその他の時期に、ファンドの実現および未実現売買益（キャピタル・ゲイン）から実現および未実現売買損を差し引いた額を、受益者に分配することができます。さらに、分配に回さないファンドの利益および純売買益は、ファンドの投資方針にしたがって再投資するものとします。

（後 略）

## 4 手数料等及び税金

### (5) 課税上の取扱い

#### (A) 日本

##### < 訂正前 >

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

(中略)

(2) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、源泉分離課税となり、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了します。この場合支払調書は提出されません。

(3) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出されます。なお、益金不算入の適用は認められません。

(中略)

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(中略)

(3) 日本の個人受益者についてのファンドの分配金は、上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。）に係る配当課税の対象とされ、10%（所得税7%、住民税3%）の税率による源泉徴収が行われます（平成26年1月1日以後は、20%（所得税15%、住民税5%）の税率となります。）。

(中略)

(4) 日本の法人受益者については、ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）に対して、所得税のみ7%の税率による源泉徴収が行われます（平成26年1月1日以後は、15%の税率となります。）。なお、益金不算入の適用は認められません。

(5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいいます。以下同じです。）に対して、源泉徴収選択口座において、10%（所得税7%、住民税3%）の税率による源泉徴収が行われます（平成26年1月1日以後は、20%（所得税15%、住民税5%）の税率となります。）。受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

(後略)

##### < 訂正後 >

平成24年2月29日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

(中略)

(2) 日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、源泉分離課税となり、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了します（平成25年1月1日から平成49年12月31日までは20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率となります。）。この場合支払調書は提出されません。

(3) 日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、一定の場合支払調書が税務署長に提出されます（平成25年1月1日から平成

49年12月31日までは20.315% (所得税15.315%、住民税5%)の税率となります。)、なお、益金不算入の適用は認められません。

(中略)

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(中略)

- (3) 日本の個人受益者についてのファンドの分配金は、上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。)に係る配当課税の対象とされ、10%(所得税7%、住民税3%)の税率による源泉徴収が行われます(平成25年1月1日以後は10.147%(所得税7.147%、住民税3%)、平成26年1月1日以後は20.315%(所得税15.315%、住民税5%)、平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となります。)

(中略)

- (4) 日本の法人受益者については、ファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)に対して、所得税のみ7%の税率による源泉徴収が行われます(平成25年1月1日以後は7.147%、平成26年1月1日以後は15.315%、平成50年1月1日以後は15%の税率となります。)。なお、益金不算入の適用は認められません。

- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻し請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいいます。以下同じです。)に対して、源泉徴収選択口座において、10%(所得税7%、住民税3%)の税率による源泉徴収が行われます(平成25年1月1日以後は10.147%(所得税7.147%、住民税3%)、平成26年1月1日以後は20.315%(所得税15.315%、住民税5%)、平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%)の税率となります。)。受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合、申告分離課税の対象となり、その場合の税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

(後略)

## 5 運用状況

## (2) 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## 上位30銘柄

以下の内容に更新されます。

(2011年12月末日現在)

順位	銘柄	発行地	種類	利率 (%)	償還日	保有数	取得価格 (ユーロ)	時価 (ユーロ)	投資 比率 (%)
1.	Bundesrepublik Deutschland	ドイツ	国債	5.000	2012/1/4	593,000	598,296.87	593,000.00	11.92
2.	France Government Bond OAT	フランス	国債	5.000	2012/4/25	254,000	259,895.32	257,826.76	5.18
3.	Bundesrepublik Deutschland	ドイツ	国債	2.500	2021/1/4	190,000	199,358.18	202,868.90	4.08
4.	Bundesrepublik Deutschland	ドイツ	国債	4.000	2037/1/4	153,000	177,297.23	197,144.04	3.96
5.	Italy Buoni Poliennali Del Tesoro	イタリア	国債	6.000	2031/5/1	183,000	116,052.70	163,011.46	3.28
6.	Bundesrepublik Deutschland	ドイツ	国債	4.250	2014/1/4	146,000	158,017.26	157,929.08	3.18
7.	Italy Buoni Poliennali Del Tesoro	イタリア	国債	3.750	2021/3/1	143,000	128,942.06	118,022.76	2.37
8.	Belgium Government Bond	ベルギー	国債	8.000	2015/3/28	89,000	105,098.32	102,800.34	2.07
9.	Banco Bilbao Vizcaya Argentaria SA	スペイン	社債	3.625	2017/1/18	100,000	94,233.00	94,358.40	1.90
10.	European Investment Bank	国際機関	社債	4.750	2017/10/15	80,000	81,472.00	90,077.68	1.81
11.	Spain Government Bond	スペイン	国債	4.400	2015/1/31	88,000	88,229.28	89,829.52	1.81
12.	France Government Bond OAT	フランス	国債	5.750	2032/10/25	68,000	83,192.30	88,180.57	1.77
13.	Italy Buoni Poliennali Del Tesoro	イタリア	国債	4.250	2015/2/1	76,000	77,938.76	73,366.60	1.48
14.	Spain Government Bond	スペイン	国債	5.750	2032/7/30	72,000	82,551.24	71,465.76	1.44
15.	Royal Bank of Canada	カナダ	社債	4.625	2018/1/22	50,000	52,915.00	56,496.35	1.14
16.	Telefonaktiebolaget LM Ericsson	スウェーデン	社債	5.375	2017/6/27	50,000	53,192.50	56,137.50	1.13
17.	Deutsche Genossenschafts-Hypothekenbank AG	ドイツ	社債	4.000	2016/10/31	50,000	47,834.00	54,619.15	1.10
18.	Eurofima	国際機関	社債	4.000	2021/10/27	50,000	49,935.00	54,515.10	1.10
19.	Experian Finance PLC	イギリス	社債	4.750	2020/2/4	50,000	51,330.50	53,902.30	1.08
20.	New York Life Global Funding	アメリカ合衆国	社債	4.375	2017/1/19	50,000	49,869.00	53,835.05	1.08
21.	France Government Bond OAT	フランス	国債	6.000	2025/10/25	42,000	50,741.20	53,500.95	1.08
22.	Nordea Hypotek AB	スウェーデン	社債	3.500	2017/1/18	50,000	50,688.50	52,981.05	1.07
23.	Gazprom OAO Via Gaz Capital SA	ルクセンブルグ	社債	6.605	2018/2/13	50,000	54,218.75	52,562.50	1.06
24.	Nationwide Building Society	イギリス	社債	4.375	2022/2/28	50,000	48,700.00	52,442.50	1.05
25.	Barclays Bank PLC	イギリス	社債	4.000	2019/10/7	50,000	49,905.00	51,992.95	1.05
26.	Barclays Bank PLC	イギリス	社債	5.250	2014/5/27	50,000	49,899.00	51,918.30	1.04
27.	Lloyds TSB Bank PLC	イギリス	社債	6.375	2016/6/17	50,000	52,975.00	51,668.25	1.04
28.	Gas Natural Capital Markets SA	スペイン	社債	5.250	2014/7/9	50,000	53,642.00	51,228.50	1.03
29.	HSBC Covered Bonds France	フランス	社債	3.375	2017/1/20	50,000	49,715.50	51,066.50	1.03
30.	HSBC Holdings PLC	イギリス	社債	6.000	2019/6/10	50,000	54,057.00	50,852.60	1.02

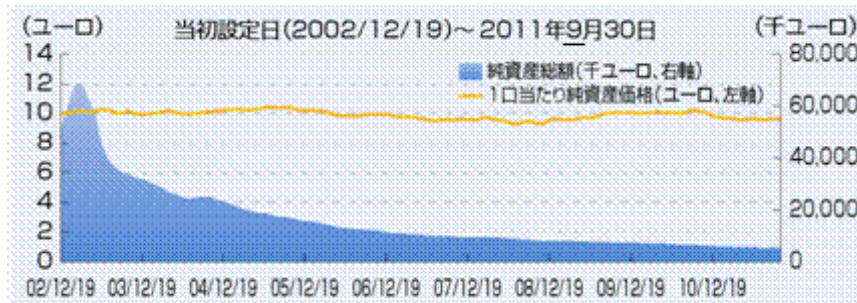
## (3) 運用実績

## 純資産の推移

&lt; 訂正前 &gt;

(前略)

## 純資産の推移



&lt; 訂正後 &gt;

(前略)

## 純資産の推移



## 分配の推移

&lt; 訂正前 &gt;

(前略)

1口当たりの分配金 設定来累計	2.262ユーロ
--------------------	----------

&lt; 訂正後 &gt;

(前略)

2011年6月1日～2011年11月30日	0.082ユーロ
設定来累計 (2011年11月30日までの累計額)	2.344ユーロ

## 収益率の推移

&lt; 訂正前 &gt;

(前略)

## 年間収益率の推移

※ 収益率(%) =  $100 \times (a - b) / b$ 

a = 当該期間最終日の1口当たり純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該期間の直前の日の1口当たり純資産価格(分配額の額)

(ただし、第1会計年度については、当初発行価格(10.00ユーロ)です。)

&lt; 訂正後 &gt;

(前略)

下記期間における収益率は次のとおりです。

計算期間	収益率(注)
2011年6月1日～2011年11月30日	-3.29%

(注) 収益率(%) =  $100 \times (a - b) / b$ 

a = 当該期間最終日の1口当たり純資産価格(当該期間の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該期間の直前の日の1口当たり純資産価格(分配額の額)

## 年間収益率の推移

※ 収益率(%) =  $100 \times (a - b) / b$ 

a = 当該期間最終日の1口当たり純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該期間の直前の日の1口当たり純資産価格(分配額の額)

(ただし、第1会計年度については、当初発行価格(10.00ユーロ)です。)